

第 1 章



障がい児・者の福祉



おかねのことを知りたいとき

★各種減免・割引

・所得税・住民税	P 4 6	・自動車税、軽自動車税	P 4 7
・公共交通機関運賃	P 5 1	・有料道路通行料金	P 5 2
・NHK放送受信料	P 5 2	・携帯電話料金	P 5 3
・スポーツ施設利用料	P 5 3	・美術博物館の観覧料	P 5 4
・各種減免等制度一覧	P 1 1 0		

★医療費の助成

・重度心身障害者医療費助成	P 3 2	・自立支援医療	P 3 2
・特定疾患・難病などの医療費助成制度	P 3 6		

★年金・手当

・障害基礎年金	P 2 7	・障害厚生年金	P 2 7
・特別障害給付金	P 2 8	・特別障害者手当	P 2 8
・障害児福祉手当	P 2 8	・特別児童扶養手当	P 2 8

★その他

・生活福祉資金貸付制度	P 9 5	・生活保護・生活困窮者自立支援制度	P 1 0 0
-------------	-------	-------------------	---------



しごとのことについて知りたいとき

★雇用の促進・安定

・公共職業訓練	P 3 0	・職場適応訓練	P 3 0
・トライアル雇用	P 3 0		

★福祉サービス利用による支援

・就労移行支援	P 5	・就労継続支援A型	P 5
・就労継続支援B型	P 5	・就労支援事業所一覧	P 1 7 ~ 1 9
・函館視力障害センター	P 3 1		

★相談

・障がい者就労相談員	P 3 1	・基幹相談支援センター	P 4 0
・心身障がい者等の相談員の配置	P 4 0		



くらしのことについて知りたいとき

★生活上の介護・援助

-
- ・福祉サービス P 4
 - ・難病患者の福祉サービス P 3 6

★コミュニケーションの支援

-
- ・手話通訳員 P 4 2
 - ・要約筆記通訳員 P 4 2

★用具の購入・修理

-
- ・補装具 P 2 2
 - ・日常生活用具 P 2 3
 - ・小児慢性特定疾病児童等の生活用具 P 3 9

★相談

-
- ・医師等による巡回相談 P 3 5
 - ・歯や口の健康に関する訪問相談 P 3 5
 - ・こころの健康相談 P 3 5
 - ・基幹相談支援センター P 4 0
 - ・心身障がい者等の相談員の配置 P 4 0

★交通手段

-
- ・自動車の改造 P 4 2
 - ・駐車禁止除外 P 4 4
 - ・交通料金助成 P 4 9

1 はじめに

障がいがある方のための福祉的制度は、根拠法別に整理すると、おおよそ次の4つの類型に整理されます。

- ① 身体障害者福祉法・精神保健福祉法等による障害者手帳の交付
- ② 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス（ヘルパーや施設の利用など）
- ③ その他の法律による福祉施策（障害年金の給付や税の控除など）
- ④ 市などが独自に行う福祉施策（市内路線バス無料乗車証の交付など）

第1章では上記①～④の福祉サービスについて解説します。

2 障害者手帳について

身体障がい、知的障がい又は、精神障がいのある方は次の手帳交付により、各種福祉制度を活用できます。（申請をしてから交付までに通常2か月程度かかりますが、審査状況により長引く場合があります。）

また、本人が申請に来られない場合、代理人による申請も可能です。



(1) 身体障害者手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

● 視覚、聴覚又は平衡機能、音声・言語又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫機能について、永続する身体障がいのある方に、障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。

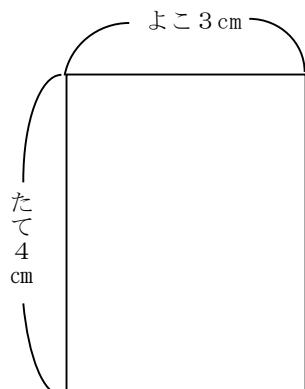
● 障害程度

別表1（104ページ）を参照してください。

● 手帳の各種手続と提出書類等

区分 書類等	申請書 (届出書)	※診断書・ 意見書	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規	窓 口 で 記 入	○	○	
障害程度変更・ 追加		○	○	○
居住地・氏名等 の変更				○
再交付			○	
返還				○

写真のサイズ



※ 診断書・意見書は、作成日から3か月以内のものに限る。



(2) 療育手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 心身の発達期（おおむね18歳まで）に現れた生活上の適応障害を伴う知的障がいのため、医療、教育、福祉等の援助を必要とする状態の方に、障がいの程度により重度の場合は「A」、中・軽度の場合は「B」の手帳が交付されます。

<判定> 手帳の交付申請の前に、年齢18歳未満の児童は室蘭児童相談所苦小牧分室（TEL：61-1882）にて判定を受ける必要があります。

また、年齢18歳以上の方は市役所窓口での聞き取り調査の後、北海道立心身障害者総合相談所（札幌市）で判定を受ける必要があります。

- 障害程度について

① 「A」（重度）

知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）がおおむね35以下で、日常生活に常時介護を要し、下記のいずれかに該当する方

- ・ 食事・着脱衣・排泄^{せつ}及び洗面など日常生活に介護を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である方
- ・ 頻繁なてんかん等発作、又は失禁・異食・興奮・寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする方
- ・ 盲、若しくはろうあ、又は肢体不自由により身体障害者手帳の交付を受けている方（1～3級に限る）であって、知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）がおおむね50以下である方

② 「B」（中・軽度）

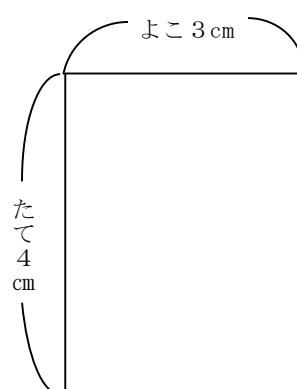
上記以外の知的障がいの方

※ 障害程度は、日常生活、社会生活等の能力を総合的に判断するため、知能指数（IQ）あるいは発達指数（DQ）だけでは一概に区分できません。

- 手帳の各種手続と提出書類等

区分	書類等	申請書 (届出書)	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規	窓 口 で 記 入	<input type="radio"/>		
記載事項満了		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
居住地・氏名等 の変更			<input type="radio"/>	
再交付		<input type="radio"/>		
返還			<input type="radio"/>	

写真のサイズ





(3) 精神障害者保健福祉手帳

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に、障害の程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。有効期限は2年間となります。

なお、更新申請は有効期限満了の3か月前から可能です。

<対象疾患> 統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神障害、器質性精神障害等精神疾患のすべてが対象となります。
(ただし、知的障がいは含まれません。)

- 手帳の各種手続と提出書類等

区分	書類等	申請書 (届出書)	※1 診断書又は ※2 障害年金証書	顔写真 1枚	所持して いる手帳
新規	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
更新	<input type="radio"/>				
障害等級変更	<input type="radio"/>				
札幌市・他県等 からの転入	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
再交付	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	
その他の変更	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>
返還					<input type="radio"/>

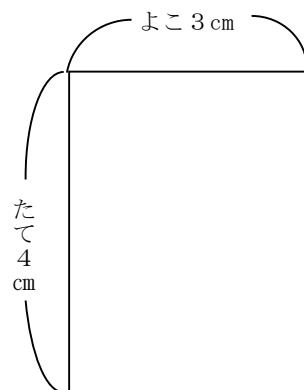
※1 診断書は、以下のすべての要件を満たすものに限る。

- 精神疾患による初診から6か月以上を経過していること
- 作成日から3か月以内であること

※2 障害年金証書は、精神障がいにより障害年金を受給している場合に限る。

※3 手帳の有効期限記載欄満了の場合は、顔写真が必要。

写真のサイズ



3 障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

■ 施設利用・ヘルパー等のサービス

(1) 福祉サービスの種類

障害者総合支援法では、身体・知的・精神などの障がいの種別にかかわらず、ショートステイなど、どの障がいにも共通する福祉サービスの制度を設け、障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこととしています。

なお、障がい児に対する支援は、障害者総合支援法・児童福祉法の2つの根拠法に基づいて行われます。

また、福祉サービスの中には、ヘルパーの利用など介護保険法に同様のサービスが設けられている場合があります。障がいのある方が介護保険法の被保険者でもある場合、原則として介護保険のサービスを優先的に利用することとなります（以下「介護優先」と表記します。）ので、注意してください。

ア 相談支援(障害者総合支援法)・障害児相談支援(児童福祉法)

障がいのある方が地域で生活するに当たり必要となる相談援助を行うほか、当該相談援助やイ～エの福祉サービスを利用するに当たり、必要となる利用計画(介護保険のケアプランに相当)を作成します。

地 域 移 行 支 援	施設に入所し、又は精神科病院に入院している障がい者に対して、退所・退院後の住居の確保など、地域生活に移るために必要な相談援助を行います。
地 域 定 着 支 援	単身等で在宅生活をする障がい者に対して、その障がい特性のために起きた緊急の事態に対処するため支援を必要とする場合に、相談援助を行います。
サ ー ビ ス 利 用 支 援 継続サービス利用支援	地域移行支援・地域定着支援や障害福祉サービス（イ・ウの福祉サービス）を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる利用計画（サービス等利用計画）の案を作成します。 また、実際にこれらのサービス利用を始めた後は、一定期間ごとに、サービス利用の状況を点検（モニタリング）し、より的確なサービス利用のあり方について連絡調整等を行います。 ※ サービスを利用する際にはサービス等利用計画の作成が必須となります。
障 害 児 支 援 利 用 援 助 継続障害児支援利用援助	障害児通所支援（エの福祉サービス）を利用するにあたり、心身の状況やサービス利用に関する意向などを踏まえ、必要となる利用計画（障害児支援利用計画）の案を作成します。 また、実際に障害児通所支援の利用を始めた後は、一定期間ごとに、サービス利用の状況を点検（モニタリング）し、より的確なサービス利用のあり方について連絡調整等を行います。 ※ サービスを利用する際には障害児利用計画の作成が必須となります。

イ 介護給付（障害者総合支援法）

障がい程度が一定以上の方に対して、生活上・療育上必要な支援を行います。この項目にある福祉サービスで介護保険法に同様のサービスが設けられている場合は、原則として介護優先となります。

居宅介護	居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者等であり常に介護を必要とする障がい者に対して、居宅介護の項目で示した援助のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時の代筆・代読を含む視覚的情報の支援や移動の援護を行います。区分の認定は必要としません。
行動援護	知的障がいや精神障がいのため行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に対して、危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行います。
療養介護	医療とともに常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に対して、主として昼間に、入浴、排泄、食事の介護等の援助を行うほか、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護をする方が病気にかかる等の理由があり、施設への短期間の入所を必要とする方に対して、施設で入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とし、その介護の必要性が極めて高い方に対して、居宅介護、行動援護等の複数のサービスを包括的に行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対して、夜間に、入浴、排泄、食事の介護等の援助を行います。

ウ 訓練等給付（障害者総合支援法）

サービスの利用を希望する障がいのある方に対して、事業所において、身体的・社会的なリハビリテーションや就労のための訓練・支援を行います。

自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	一定期間、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言を行います。
就労移行支援 就労移行支援（養成施設）	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に対して、訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

工 障害児通所支援（児童福祉法）

障がい児（療育を行う必要があると認められた児童を含みます。）に対して、通所先の施設において、必要な療育・支援を行います。

児童発達支援	主に小学校入学前までの児童に対して、療育指導を実施する施設で、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に対して、医療機関等で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	原則小学校入学後、18歳未満の児童に対して、授業の終了後又は学校の休業日に、療育指導を実施する施設で、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園などに通う児童に対して、療育指導を実施する施設の指導員が、実際に通う保育園等を訪問して集団療育等の専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

才 地域生活支援事業

ア～エとは別に、市が障害者総合支援法に基づき行う各種事業として、コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業を行います。これは、障がいのある方がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう国の例示等に基づき、市独自の支援策を設けたものです。

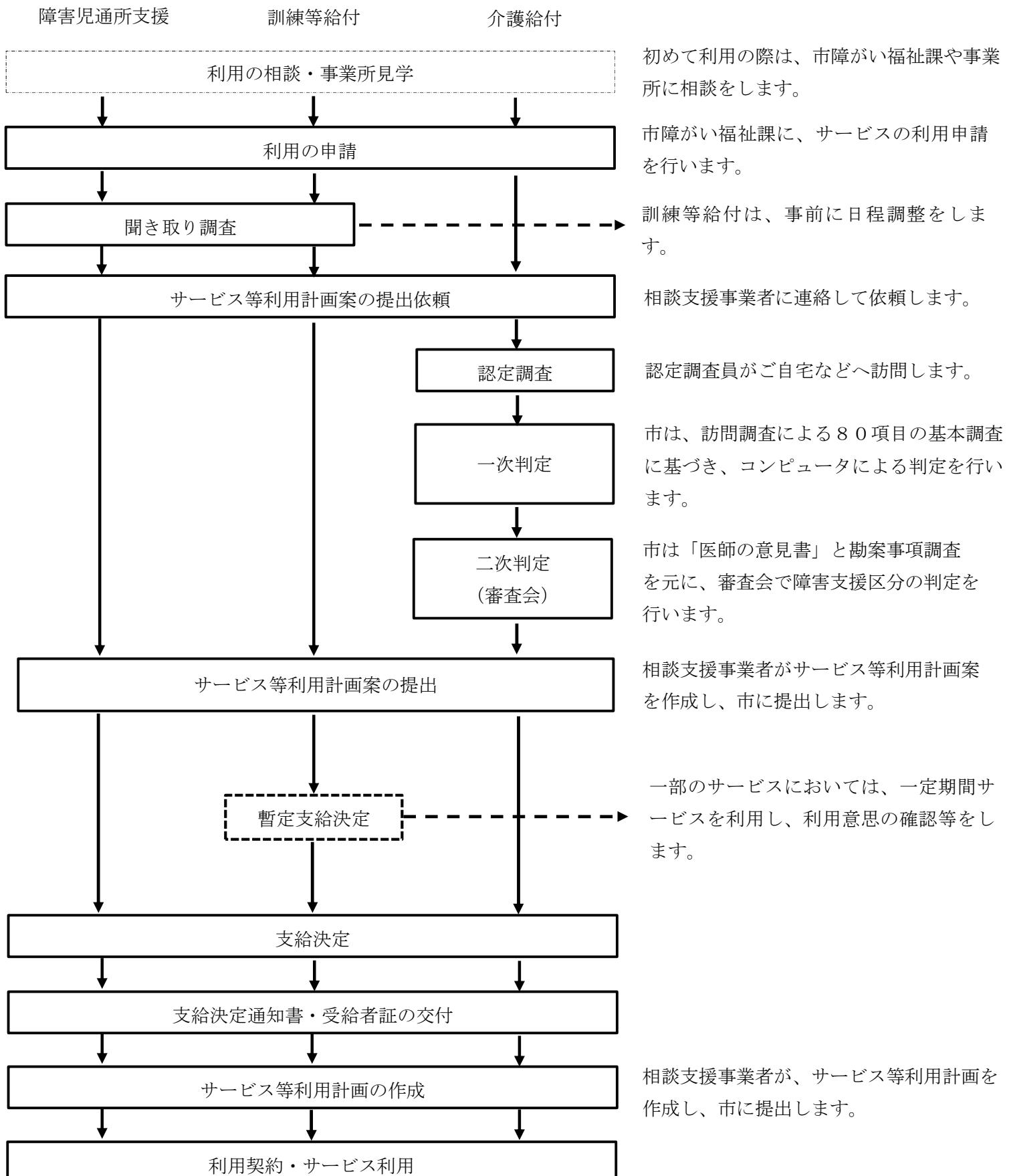
移動入浴車派遣事業	重度の身体障がいがある方で、家族の手や居宅介護などの他の福祉サービス（介護保険のサービスを含む。）の利用によっても入浴することが困難な寝たきりの方に対して、医師の確認書を踏まえ、移動入浴車を派遣します。なお、入浴作業は、居室に浴槽をセットして看護師とホームヘルパーが行いますが、家族の方の協力も必要となります。
移動支援事業	次のいずれかに該当し、かつ屋外での移動に著しい制限がある方に対して、外出のための支援を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 重度の視覚障がい又は全身性障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方・ 知的障がいのある方・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方・ 特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている方
日中一時支援事業	自宅で介護をする方が病気にかかる等の理由があり、一時的に見守り等の支援が必要な場合に、日中、施設で入浴、排泄、 ^{せつ} 食事の介護等の援助を行います。
地域活動支援センター事業	通所先の施設において、地域生活を支援する次のような事業を行います。 <ul style="list-style-type: none">・ 基礎的事業：手芸工作などの創作的な活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動など・ 機能強化事業：雇用・就労が困難な在宅の方に対する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの提供
その他の事業	日常生活用具給付等事業や相談支援事業、手話通訳等のコミュニケーション支援事業等があります。詳細については、日常生活用具給付等事業は23ページを、他の事業は40ページ以降をご覧ください。

カ その他の障害者総合支援法による福祉サービス

自立支援医療の実施（医療費の助成）や補装具費の支給の制度があります。詳細については、自立支援医療は32ページを、補装具費は22ページをご覧ください。

(2) 障害福祉サービス利用までの手続きの流れ

ア～エに掲げる福祉サービスをはじめて利用する方は、おおよそ次の流れに沿って手続きを行うこととなります。介護給付費（ヘルパー等）か、それ以外かによって手続きの流れが異なります。



(3) 障害支援区分と利用できるサービス

下表のサービスを利用できるのは、規定の障害支援区分の認定を受けた方です。

ただし、18歳未満の方はこの限りではありません。

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護 (ホームヘルプ)							
重度訪問介護					・二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の歩行・移乗・排尿・排便のすべてが「できる」以外 ・行動関連項目の合計が10点以上		
行動援護				認定調査項目の行動関連項目の合計が10点以上			
重度障害者等包括支援	※意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当するもの ①重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺がある者のうち、呼吸管理が必要若しくは最重度知的障がいがある ②行動関連項目の合計が10点以上					※	
短期入所 (ショートステイ)							
療養介護						●	▲
生活介護	通所		■				
	入所			■			
施設入所支援				■			

次の印が付いている区分は、条件を満たしている方が利用できます。

●印の区分は、筋ジストロフィー症又は重症心身障がいがある方

▲印の区分は、人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

■印の区分は、50歳以上の方

(4) 利用者負担

原則として、利用したサービス費用の1割が利用者負担となります。

① 負担上限月額（原則）

障害福祉サービス及び障害児通所支援については、サービスの種類及び所得に応じて、次のとおり1か月当たりの負担額に上限が設定されます。この場合、同月内に利用したサービスの量にかかわらず、当該上限額以上の利用者負担は生じません。

区分	対象となる利用者	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
市民税課税世帯	一般1 (1) 共同生活援助・宿泊型自立訓練以外のサービスの利用者で、次のいずれかに該当する方 ア 施設に入所していない年齢18歳以上の方で、利用者本人とその配偶者の市民税の所得割の額の合計が16万円未満となる方 イ 施設に入所する年齢20歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の市民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方 (2) 施設に入所していない年齢18歳未満の方で、利用者本人の属する世帯全員の市民税の所得割の額の合計が28万円未満となる方	9,300円 (2)の場合 4,600円
	一般2 市民税課税世帯に属する方で、一般1に該当しない方	37,200円

※ この表において「世帯」の範囲は、利用者本人とその配偶者（利用者本人が年齢18歳未満の児童又は年齢20歳未満の施設入所者である場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。

ただし、18、19歳で施設に入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。

② 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯の中で障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用する方が複数いる場合や、これらの福祉サービスを利用している方が介護保険のサービスを利用した場合でも、負担上限月額は変わりません。

なお、65歳以降に対象の障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した方で、一定の要件を満たす場合は、申請により利用料が償還されます。

③ 利用者負担軽減措置

入居・入所施設の家賃、食費、光熱水費の実費負担については、施設ごとに金額が設定されます。ただし、低所得者に対する給付においては、これらの実費負担に対し、軽減措置があります。

また、通所施設においても、食費の実費負担について施設ごとに金額が設定されますが、①の表の低所得・一般1に該当する利用者については、経過措置として食材料費のみが負担となり、本来の額のおよそ3分の1の負担となります。（月22日利用の場合、約5,100円）

これらの軽減措置を講じても、なお定率負担や食費等を負担することにより生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げるとともに、食費等の実費負担額を引き下げます。

④ 多子軽減措置

市町村民税課税者である同一保護者により生計を維持されている児童が複数いる場合には、児童発達支援等の負担上限月額の軽減が受けられる場合があります。

⑤ 未就学児童の利用料の無償化

令和元年10月利用分より、児童発達支援・保育所等訪問支援等を利用する児童（年少の4月から年長の3月までの3年間）のサービス利用料が無償化されました。なお、おやつ代などの実費負担については無償化の対象外です。

(5) 苫小牧市内の事業所一覧

① 相談支援【計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援】

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	計画 相談	障害児 相談	地域 移行	地域 定着
社会福祉法人 せらび 苫小牧地域生活支援センター	矢代町3丁目3番3号	75-2808 75-2815	○		○	○
社会福祉法人 緑星の里 相談支援事業所 サポート	双葉町3丁目22番8号	36-2400 36-2411	○	○	○	○
医療法人社団 玄洋会 道央佐藤病院相談支援センター	若草町5丁目1番5号 (メンタルケアわかくさ内)	84-1601 34-2542	○		○	○
社会医療法人 こぶし 相談支援事業所とまつ	柳町4丁目12番20号	57-3322 57-5959	○		○	○
苫小牧市こども相談室あいす	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5823 34-5835	○	○		
株式会社 幸楽 サポートセンター すまいる	宮前町3丁目2番11号	84-3660 84-6134	○		○	○
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 相談支援センター とまるん	双葉町3丁目3番3号	56-5216 56-5416	○	○		
株式会社 オールスリー 相談支援事業所 オールワン	光洋町1丁目7番10号	72-9333 82-8597	○			
株式会社クローバーリング 相談支援センター takibi	弥生町1丁目1番4号 グランドール弥生103号	77-0917 77-0693	○	○		
一般社団法人 VIVACE 相談支援事業所 VIVACE	東開町5丁目9番11号	080-9613-2355 050-3488-6216	○	○		
株式会社 泰雅 ekubo	花園町4丁目12番4号左側	84-7716 84-7720	○	○		
株式会社 大空 相談支援事業所 ひまわり	日新町4丁目6番17号	84-6197 84-6198	○	○		

② 居宅サービス【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護】

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				主たる対象者
			居 宅	重 訪	同 行	行 動	
社会福祉法人 苫小牧市社会福祉 協議会 指定障害者居宅介護事業所	若草町3丁目3番8号	38-2251 38-5181	○	○	○		特定なし
株式会社 健康会 ヘルパーステーションしらかば	しらかば町2丁目1番23 号 糸井駅前オフィス2階	84-5261 84-5269	○	○			身体・知的 児童
株式会社 進幸 POPケア苫小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2770 32-2778	○		○		特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
株式会社 ニチイ学館 ニチイケアセンター苦小牧	光洋町1丁目5番17号	71-1511 73-5911	○	○			特定なし
医療法人社団崇仁会 苦都病院訪問介護エーションわかくさ	若草町5丁目10番24号	38-2552 38-2553	○	○	○		特定なし
特定非営利活動法人ふれあい NPOふれあい	新富町2丁目6番21号	78-2800 78-2700	○		○		特定なし
株式会社 幸楽 ヘルパーステーション すまいる	日新町4丁目1番34号	71-6130 71-6140	○		○		特定なし
特定非営利活動法人 アルソーレ ヘルパーステーションきぼう	新中野町3丁目6番5号 華紋ビル201	56-5555 56-5561	○	○			特定なし
有限会社 ケア・サービス苦小牧 ケア・サービス苦小牧	青葉町1丁目2番3号	72-4811 72-4839	○	○			特定なし
有限会社 うらら苦小牧 うらら苦小牧	もえぎ町1丁目 15番2-102号	61-5220 61-5221	○	○			特定なし
有限会社 苦小牧メディカルサポート ヘルパーステーションいこい	美原町2丁目5番1号	56-5347 56-5382	○	○			特定なし
株式会社えにし ヘルパーステーション縁	元中野町2丁目4番14号	33-0577 33-0566	○	○			特定なし
合同会社 たんぽぽ苦小牧	澄川町8丁目16番19号	61-5002 61-5006	○				特定なし
有限会社 マーウイン 訪問介護事業所 グリーングラス 苦小牧	見山町4丁目1番26号	78-2878 78-2879	○	○			特定なし
アースサポート株式会社 アースサポート苦小牧	緑町1丁目22番15号	35-9800 35-9801	○	○			特定なし
社会福祉法人勤医協福祉会 勤医協ヘルパーステーション コスモス	山手町2丁目14番9号	84-1341 71-1732	○				特定なし
株式会社 さくら介護グループ さくら・介護ステーション 苦小牧中央	大成町2丁目7番18号 Life one 101号	76-2555 76-2556	○	○	○		特定なし
株式会社 にこ.にこ本舗 訪問介護 にこにこ	光洋町1丁目8番3号	71-3630 71-3631	○	○	○		特定なし
合同会社 マインドハート 訪問介護事業所マインドハート	のぞみ町3丁目2番19号	84-6302 84-6312	○	○			特定なし
株式会社 敬愛総合サービスセンター ヘルパーステーション 優らいふ	新明町4丁目20番22号	53-1515 53-1516	○		○		特定なし
訪問介護こころ株式会社 訪問介護こころ	のぞみ町2丁目9番24号	61-1993 61-1994	○				特定なし
株式会社 創合通商 訪問介護桃たろう	双葉町2丁目3番18号	84-8815 84-8816	○	○	○	○	特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
株式会社 クラウネックス 訪問介護事業所クラウネックス	住吉町2丁目2番4号	55-5115 51-2829	○	○			特定なし
有限会社 ライラック 介護サービスライラック 訪問介護事業所	有珠の沢町4丁目 14番10号	72-3600 72-2367	○	○	○		特定なし
株式会社 たいよう ヘルパーステーションたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433	○	○			特定なし
株式会社 ライフ・リバイバル ライフ・リバイバル	栄町2丁目1番23号	38-0060 38-0061	○	○			特定なし
合同会社 エヌ・エートレーディング 訪問介護ライフプラス	花園町3丁目3番21号	61-1691 82-8218	○	○			身体
株式会社 ミライ 訪問介護ミライ	音羽町1丁目11番13号	84-1357 84-1387	○	○			特定なし
株式会社 はるかぜ 訪問介護姫舟	船見町2丁目6番4号 ラフィーネB 202号	82-8318 82-8319	○				特定なし
合同会社 カンパニュラ ヘルパーステーションたくゆう	拓勇東町3丁目13番16号	57-3750 77-6770	○	○			特定なし
医療法人社団 養生館 日翔訪問介護センター	青葉町2丁目9番19号	78-2333 78-2334	○	○			身体・精神 知的
株式会社 ラポール ヘルパーステーションらぽーる	美原町2丁目5番14号	82-7511 82-7575	○	○			特定なし
株式会社 ふらっと ヘルパーステーションふらっと	豊川町2丁目1番2号	84-3801 84-8112	○	○			特定なし
株式会社 オールスリー 訪問介護オールツー	光洋町1丁目7番10号	72-9332 82-8597	○	○	○		特定なし
合同会社 あおぞら 訪問介護事業所 あおぞら	花園町2丁目12番3号	73-4123 84-1018	○	○			特定なし
(株) 訪問介護事業所KAZU ヘルパーステーションまごころ	元中野町2丁目18番19号	82-9112 82-9116	○	○			特定なし
株式会社ONWARD NEXT 訪問介護ハートエール	澄川町4丁目9番22号 オーシャンヴィラ103号	61-1122 61-1188	○				身体
合同会社ひよこ 訪問介護ひよこ	川沿町5丁目10番4号 サンクタス川沿101号	77-6452 77-5579	○		○		特定なし
株式会社リガーレ 訪問介護事業所ばかばか	日新町1丁目5番4号	77-5409 77-5409	○	○			特定なし
合同会社 あいりん ヘルパーステーション みかん	しらかば町3丁目9番25号	84-7604 84-7605	○	○			身体・知的 精神
合同会社aoi ケアサービス あおい	双葉町1丁目1番5号	89-3944 84-8783	○	○			知的・精神 身体・難病

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				主たる対象者
			居宅	重訪	同行	行動	
合同会社しろいケア ヘルパーステーション ササエさん	日新町1丁目4番28号	84-6925 84-6926	○	○			知的・精神 身体・難病

**③ 児童（18歳未満）サービス【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・
居宅訪問型児童発達支援】**

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス				居宅型
			児発	放デイ	保育所等		
苦小牧市こども通園センター おおぞら園	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5821 34-5835	○	○	○		
株式会社 健康会 療養通所介護センターしらかば	ときわ町3丁目4番1号	67-3681 61-6007	○	○			
株式会社 緒方 くれよん音羽	泉町2丁目8番9号	82-9406 82-9407	○	○			
株式会社 緒方 くれよん高丘	字高丘6番地41	84-7412 84-7416	○	○			
株式会社 緒方 どんぐり	字沼ノ端44番地の35	84-3833 84-3854	○	○			
株式会社 緒方 もぐらんど	音羽町2丁目18番1号	84-7415 84-7425		○			
株式会社 緒方 ばんびーの	沼ノ端中央4丁目17番7号	84-3860 84-3861		○			
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター 事業団 放課後等デイサービス ワーカーズコープ ぱっつけ	光洋町1丁目16番18号	84-3856 84-3857		○			
株式会社 Konfidence ぱれっと	見山町4丁目14番14号	61-1216 61-1217	○	○			
株式会社 Konfidence ぱれっと北光	北光町4丁目5番9号	84-5420 84-5421	○	○			
株式会社 Konfidence こどもデイサービス にじの とびら	緑町1丁目4番14号	82-9630 82-9631	○	○			
一般社団法人りあん りあん	ときわ町4丁目24番13号	61-1266 61-1266	○	○	○	○	
株式会社 泰雅 enjoy	新富町1丁目1番4号	82-7912 82-7913	○	○			
株式会社 泰雅 enjoy LABO	川沿町3丁目16番17号	82-8767 82-8768		○			

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス			
			児発	放ディ	保育所等	居宅型
株式会社 泰雅 e n j o y P L U S	明徳町2丁目11番2号	84-8522 84-8533	○	○		
株式会社 O T i s 放課後等デイサービスあお	若草町5丁目7番7号	61-1776 61-1779	○	○		
特定非営利活動法人 にわとりファミリー プリスタ	しらかば町3丁目31番7号	56-5941 56-5951	○	○		
特定非営利活動法人 にわとりファミリー にわとりファミリー アプローズ	有珠の沢町2丁目2番5号	84-8388 84-8390	○	○		
株式会社 E L D O R A D O みらい	見山町1丁目12番7号	77-3063 77-9262	○	○		
合同会社 クレア あんじゅ	北栄町4丁目20番45号	82-7110 57-5019	○	○		
特定非営利活動法人 おおぞら かざみどり	字勇払276番地19号	84-3237 84-3266	○	○		
特定非営利活動法人 おおぞら かざみどり拓勇	拓勇東町2丁目2番12号	84-5432 84-5433		○		
有限会社 クリエイトN こどもデイサービス おひさまの くに	緑町1丁目8番10号	77-7997 77-5664	○	○		
合同会社 未来のトビラ 児童デイ未来のトビラ	錦西町2丁目9番5号	61-5600 61-5601		○		
特定非営利法人 テレサの丘 重症心身障がい児 サポートはうす ヒーロー	双葉町1丁目1番5号	84-1689 84-1690	○	○		
特定非営利活動法人 テレサの丘 G i f t o f S m i l e 奏	王子町3丁目5番28号	84-1689 84-1690	○	○		
株式会社 ライファス こどもデイサービス きき	桜木町3丁目1番61号	84-3371 84-3372	○	○		
株式会社 Konfidence こどもデイサービス らら	有珠の沢町5丁目19番18号	82-7961 82-7962	○	○		
株式会社 コペル コペルプラス 苛小牧教室	表町3丁目2番9号 阪ビル 2階	84-1734 84-1735	○		○	
一般社団法人 チアフル チア★ドリーム	明野新町2丁目15番12号	77-4605 77-2755	○	○		
H L C G R O W U P 合同会社 苛小牧フォルテラボ	末広町3丁目6番15号 大東末広ビル7階	080-4506-4144 050-1486-6412	○	○		
株式会社 北央商事 こどもプラス苛小牧教室	双葉町1丁目19番14号	61-1291 61-1292	○	○		

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス			
			児発	放ディ	保育所等	居宅型
株式会社 北央商事 こどもプラス柳町教室	柳町4丁目4番31号	82-8611 82-8612	○	○		
株式会社 泰雅 e n j o y A C T	錦岡493番地111	82-7016 82-7017	○	○		
合同会社 苛小牧育成 苛小牧育成 いろおと	春日町1丁目6番20号	32-3838 32-3837	○	○		
特定非営利活動法人 テレサの丘 Smile&Happy House きやんばす	柳町4丁目8番37号	84-1689 84-1690		○		
株式会社 泰雅 e n j o y E M I N A	浜町2丁目3番16号	84-5106 84-5107		○		

④ 施設サービス【施設入所支援・生活介護（入所）・短期入所】

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス			主たる対象者
			施設入所	生活介護	短期入所	
社会福祉法人 苛小牧慈光会 樽前かしわぎ園	字樽前216番地の5	67-6308 67-4332	○	○	○	身体・精神知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい者支援施設 美々川福祉園	字美沢193番地の1	58-2435 58-2910	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 ライフティング	字植苗51番地の172	51-8300 58-2120	○	○	○	身体
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	○	○	○	知的
社会福祉法人 緑星の里 永光	北栄町3丁目11番3号	55-5621 51-2016	○	○	○	知的
社会福祉法人 希望の里 樽前希望学園	字樽前159番地の148	67-6250 67-6249	○	○		知的
南空知リサイクルパーク株式会社 苛小牧ベース	明野新町5丁目2番12号	84-3711 84-3626			○	知的・精神障がい児
特定非営利活動法人 苛小牧市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターらいふ グループホームデイズ・(併設)短期入所	柏木町1丁目21番17号	77-4701 77-4701			○	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス			主たる対象者
			施設入所	生活介護	短期入所	
有限会社 大有 ファミリーライフ宮前	宮前町2丁目9番2号	84-5833 84-7726			○	知的・精神 身体・難病
株式会社 Konfidence らいふあすI	元中野町4丁目13番24号 ジェーハイツ元中野202	090-9854-1216 84-5181			○	知的・精神 身体

⑤ 共同生活援助（グループホーム）

事業所名	連絡先	主たる対象者
社会福祉法人 希望の里 グループホームはなまる	北星町2丁目8番3号 Tel: 61-5066 Fax: 61-5066	知的
社会福祉法人 ビバランド リラックス	新開町4丁目7番16号 Tel: 52-1515 Fax: 52-1717	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 共同生活援助ウイング	字美沢193番地の1 Tel: 58-2435 Fax: 58-2910	知的
株式会社 進幸 ピアハウスPOP	表町1丁目3番4号 大東ビル3F (事務所) Tel: 32-2770 Fax: 32-2778	知的・精神
社会医療法人 こぶし 遊友荘	柳町4丁目12番21号 Tel: 57-7733 Fax: 53-6612	精神
社会福祉法人 緑星の里 地域生活支援センター ハーフタイム	北栄町3丁目11番13号 Tel: 53-1231 Fax: 53-1533	知的
社会福祉法人 緑星の里 グリーンホーム	字植苗121番地の8 Tel: 51-8750 Fax: 51-8760	知的
医療法人社団 玄洋会 障害福祉サービス事業 「グループホームマイズ」	字樽前233番地3 Tel: 61-5800 Fax: 61-5800	精神・身体 知的・難病
株式会社 TCS international ヨツバメイツ苦小牧	木場町2丁目5番17号 ルミノ木場 Tel: 011-598-9570 Fax: 011-856-9574	知的・精神・身体
医療法人社団 玄洋会 グループホーム ウィング	若草町5丁目3番17号 Tel: 37-6077 Fax: 37-6077	知的・精神
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 とまこまい地域福祉支援センター あおぞら	旭町1丁目3番6号 Tel: 82-8574 Fax: 82-8578	知的
株式会社 幸楽 共同ハウス すまいる	宮前町3丁目2番11号 Tel: 84-3660 Fax: 84-6134	知的・精神・身体
南空知リサイクルパーク株式会社 苦小牧ベース	明野新町5丁目2番12号 Tel: 84-3711 Fax: 84-3626	知的・精神
特定非営利活動法人 苦小牧市手をつなぐ育成会 地域生活支援センターらいふ グループホームデイズ	柏木町1丁目21番17号 Tel: 77-4701 Fax: 77-4701	知的

事業所名	連絡先	主たる対象者
株式会社 クローバーリング クオーレ高砂	高砂町1丁目1番9号 Tel : 35-0577 Fax : 35-0578	知的・精神
合同会社 レスペイト 共同住宅 燐 ~まどか~	日吉町4丁目8番13号 Tel : 080-9612-1500 Fax : 84-7922	精神・身体(内部障害) 知的
有限会社 E Z O コーポレーション ほわいとはうす らぼめいと	日吉町4丁目11番18号 201号室 Tel : 84-8739 Fax : 84-8733	知的・精神
合同会社 カンパニュラ グループホーム くるみはうす	沼ノ端中央3丁目2番5号 Tel : 84-7613 Fax : 84-7613	特定なし
株式会社 メディグラウンド 共同生活ホーム みらい	東開町5丁目4番16号 Tel : 84-7511 Fax : 57-2550	特定なし
株式会社 ウィルパーソン グループホーム いろ	澄川町5丁目25番34号 Tel : 82-8744 Fax : 82-8745	知的・精神
合同会社福祉サービスふくろウ グループホームhana	日吉町3丁目5番1号 Tel : 84-7006 Fax : 84-7616	知的・精神 身体・難病
株式会社 U C S グループホーム ゆあん	美山町4丁目10番4号 ナイスフラット201号室 Tel : 090-1207-8523 Fax : 0123-25-6308	知的・精神
有限会社 大有 ファミリーライフ宮前	宮前町2丁目9番2号 Tel : 84-5833 Fax : 84-7726	知的・精神 身体・難病
株式会社 Konfidence らいふあすI	元中野町4丁目13番24号 ジェーハイツ元中野202 Tel : 090-9854-1216 Fax : 84-5181	身体・精神 知的

**⑥ 通所サービス【生活介護（通所）・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・
自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練・自立生活援助】**

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス	主たる対象者
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい者支援施設 美々川福祉園	字美沢193番地の1	58-2435 58-2910	生活介護	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川エコ	新明町5丁目29番8号	57-0232 57-0232	生活介護	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川デイセンター	字美沢193番地の1	58-3300 58-2558	生活介護 ----- 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人 緑星の里 ライフ ウィング	字植苗51番地の172	51-8300 58-2120	生活介護	身体
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	生活介護	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	生活介護	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス	主たる対象者
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	生活介護	知的
社会福祉法人 緑星の里 永光	北栄町3丁目11番3号	55-5621 51-2016	生活介護 就労継続支援B型 宿泊型自立訓練	知的
社会福祉法人 緑星の里 ワークランドのぞみ	字植苗121番地の7	58-2276 58-3033	生活介護 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人ビバランド ふれあいらんど	新開町4丁目7番16号	52-1515 52-1717	生活介護	知的
社会福祉法人ビバランド 愛らんど	新開町4丁目7番17号	52-5511 52-5566	就労継続支援B型	知的
特定非営利活動法人 苦小牧市手をつなぐ育成会 ワークセンターるーぷ ひので	日の出町2丁目8番23号	34-8586 34-8586	生活介護 就労継続支援B型	知的
社会福祉法人 せらぴ CARE CENTERアルドール	日吉町4丁目1番8号	75-2201 72-4700	就労継続支援B型	知的・精神
社会福祉法人 せらぴ 就労支援センターまるにえ	新富町1丁目3番16号	71-1531 84-1186	就労継続支援B型	特定なし
社会福祉法人 せらぴ 就労支援センターSnowdrop・Clover	日吉町4丁目2番20号	84-7322 84-7322	就労継続支援B型	知的・精神
株式会社 進幸 P O P サポート苦小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2785 32-2778	生活介護	知的・精神 身体
医療法人社団 玄洋会 マイランドリーI	字樽前233番地の2	67-7800 67-7800	就労継続支援B型	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 マイランドリーII	字樽前234番地の24	61-7100 61-7110	就労継続支援B型 自立訓練(生活訓練) 宿泊型自立訓練	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 「工房四季」	若草町5丁目3番1号	33-1167 36-1226	就労継続支援B型	身体・知的 精神
医療法人社団 玄洋会 玄	表町5丁目11番5号	38-8010 31-2355	就労継続支援B型	身体・知的 精神
特定非営利活動法人 紙風船・とまこまい 就労サポートセンター紙風船	柳町4丁目12番21号	53-6611 53-6612	就労移行支援 就労継続支援B型	知的・精神
社会福祉法人 希望の里 樽前希望学園	字樽前159番地の148	67-6250 67-6249	生活介護	知的
株式会社 健康会 療養通所介護センターしらかば	ときわ町3丁目4番1号	67-3681 61-6007	生活介護	身体
N P O 法人もなみ会 サポートセンターあそしえ	光洋町1丁目10番1号	75-4780 75-4780	就労継続支援B型	特定なし

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	提供するサービス	主たる対象者
NPO法人もなみ会 サポートセンターふるみえ	光洋町1丁目1番18号	75-8500 75-8500	就労継続支援B型	特定なし
有限会社アクティブサポート e c o ネット苦小牧	日新町2丁目7番28号	84-8481 84-3802	就労継続支援B型	特定なし
南空知リサイクルパーク株式会社 総合リサイクルパーク	宇勇払276番地の19	84-1230 84-3266	就労継続支援B型	特定なし
株式会社ウェイブアイ	木場町1丁目4番13号 B T C グループビル 2F	32-2950 32-2950	就労継続支援A型	特定なし
株式会社 Konfidence らいふあす	春日町1丁目3番12号	84-5180 84-5181	就労継続支援B型	特定なし
株式会社 スターキーニング ウエルフェア 多機能型事業所スタークリーニング 新開事業所	新開町3丁目16番8号	61-1257 61-1258	就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定なし (視覚障がいを除く)
社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 とまこまい地域福祉支援センター 多機能型事業所 ひなた	旭町1丁目3番6号	84-6391 84-6392	生活介護 就労継続支援B型	知的 特定なし
労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団 ワーカーズコープあいあい	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター3F	82-8262 82-9120	生活介護 就労継続支援B型	身体 特定なし
株式会社 Worker tribe レラサポート	末広町3丁目6番15号 大東末広ビル5階	84-1932 84-1945	就労継続支援A型	身体・精神 知的・難病
株式会社クローバーリング 就労継続支援B型事業所 みのり	春日町1丁目6番25号	77-5080 77-0361	就労継続支援B型	特定なし
合同会社 未来のトビラ 大地のトビラ	錦西町1丁目8番19号	61-5600 61-5601	就労継続支援B型	知的・精神 身体
有限会社 E Z O コーポレーション 今々亭	大成町1丁目7番1号1F	84-5518 84-5526	就労継続支援B型	知的・精神
有限会社 大裕 チョコとまこまい	有明町1丁目5番7号	84-5074 84-5078	就労継続支援B型	特定なし
社会福祉法人 ゆうゆう 多機能型事業所 東開町2丁目	東開町2丁目12番22号	84-7956 55-3211	就労継続支援A型 就労継続支援B型	特定なし
特定非営利活動法人 テレサの丘 Smile&Happy House きやんばす	柳町4丁目8番37号	84-1689 84-1690	生活介護	知的・精神 身体・難病
株式会社ウェイブアイ ジョブタス青雲町事業所	青雲町2丁目21番14号	84-8534 84-8535	就労継続支援B型	身体・精神 知的

⑦ 移動支援事業 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
社会福祉法人 苦小牧市社会福祉協議会 指定障害者居宅介護事業所	若草町3丁目3番8号	38-2251 38-5181	×	×

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
株式会社 健康会 ヘルパーステーションしらかば	しらかば町2丁目1番 23号 糸井駅前オフィス2階	84-5261 84-5269	×	×
株式会社 進幸 P O P ケア苦小牧	表町1丁目3番4号 大東ビル3F	32-2770 32-2778	○	○
医療法人社団崇仁会 苦都病院訪問介護ステーションわかくさ	若草町5丁目10番24号	38-2552 38-2553	○	○
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター苦小牧	光洋町1丁目5番17号	71-1511 73-5911	×	×
株式会社 幸楽 ヘルパーステーション すまいる	日新町4丁目1番34号	71-6130 71-6140	○	○
特定非営利活動法人アルソーレ ヘルパーステーションきぼう	新中野町3丁目6番5号 華紋ビル201	56-5555 56-5561	○	○
有限会社 ケア・サービス苦小牧 ケア・サービス苦小牧	青葉町1丁目2番3号	72-4811 72-4839	○	○
有限会社 苦小牧メディカルサポート ヘルパーステーションいこい	美原町2丁目5番1号	56-5347 56-5382	○	○
株式会社 さくら介護グループ さくら・介護ステーション 苦小牧中央	大成町2丁目7番18号 l i f e o n e 1 0 1 号	76-2555 76-2556	○	○
株式会社 にこ.にこ本舗 訪問介護にこにこ	光洋町1丁目8番3号	71-3630 71-3631	○	○
有限会社 ライラック 介護サービスライラック訪問介護事業所	有珠の沢町4丁目 14番10号	72-3600 72-2367	○	○
合同会社 エヌ・エートレーディング 訪問介護ライフプラス	花園町3丁目3番21号	61-1691 82-8218	○	×
株式会社 たいよう ヘルパーステーションたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433	○	○
株式会社 クラウネットクス 訪問介護事業所 クラウネットクス	住吉町2丁目2番4号	55-5115 51-2829	○	○
合同会社 カンパニュラ ヘルパーステーション たくゆう	拓勇東町3丁目13番 16号	57-3750 77-6770	○	×
合同会社 たんぽぽ苦小牧	澄川町8丁目16番19号	61-5002 61-5006	○	○
(株) 訪問介護事業所K A Z U ヘルパーステーションまごころ	元中野町2丁目18番 19号	82-9112 82-9116	×	×
株式会社 ライフ・リバイバル ライフ・リバイバル	栄町2丁目1番23号	38-0060 38-0061	○	○
株式会社 オールスリー 訪問介護オールツー	光洋町1丁目7番10号	72-9332 82-8597	○	○

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	車両の有無	
			通常車両	福祉車両
特定非営利活動法人ふれあい N P O ふれあい	新富町2丁目6番21号	78-2800 78-2700	○	○
株式会社 敬愛総合サービスセンター ヘルパーステーション 優らいふ	新明町4丁目20番22号	53-1515 53-1516	○	○
株式会社 創合通商 訪問介護 桃たろう	双葉町2丁目3番18号	84-8815 84-8816	○	○
合同会社 あおぞら 訪問介護事業所 あおぞら	花園町2丁目12番3号	73-4123 84-1018	○	○
株式会社 ラポール ヘルパーステーション らぼーる	美原町2丁目5番14号	82-7511 82-7575	○	○
合同会社 あいりん ヘルパーステーション みかん	しらかば町3丁目9番25号	84-7604 84-7605	○	○
医療法人社団 養生館 日翔訪問介護センター	青葉町2丁目9番19号	78-2333 78-2334	○	○
訪問介護こころ株式会社 訪問介護こころ	のぞみ町2丁目9番24号	61-1993 61-1994	○	○
合同会社ひよこ 訪問介護ひよこ	川沿町5丁目10番4号 サンクタス川沿101号	77-6452 77-5579	○	○
合同会社aoi ケアサービス あおい	双葉町1丁目1番5号	89-3944 84-8783	×	○

※ 福祉車両とは、助手席が回転する、車椅子のまま乗ることができるなど、障がいのある方や高齢の方が乗りやすいよう様々な工夫がなされている車両のことです。

⑧ 日中一時支援 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 F A X	主たる対象者
社会福祉法人 緑星の里 光陽荘	字植苗121番地の8	58-4141 58-4142	知的
社会福祉法人 緑星の里 青雲	字植苗121番地の8	58-2552 58-3144	知的
社会福祉法人 緑星の里 やまぶき	字植苗121番地の8	58-2272 58-2370	知的
社会福祉法人 緑星の里 ワークランドのぞみ	字植苗121番地の7	58-2276 58-3303	知的
社会福祉法人 美々川福祉会 障がい福祉サービス事業所 美々川デイセンター	字美沢193番地の1	58-3300 58-2558	知的

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	主たる対象者
有限会社 大有 ファミリー・ライフ宮前	宮前町2丁目9番2号	84-5833 84-7726	知的・精神 身体・難病
株式会社 緒方 くれよん高丘	字高丘6番地41	84-7412 84-7416	知的・身体 精神

⑨ 地域活動支援センター <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX	主たる対象者
地域活動支援センター あさひ	双葉町3丁目7番3号 福祉ふれあいセンター内	34-5824 82-8578	身体
社会福祉法人 せらび 苦小牧地域生活支援センター	矢代町3丁目3番3号	75-2808 75-2815	精神

⑩ 移動入浴車派遣 <※地域生活支援事業>

事業所名	事業所所在地	電話番号 FAX
アースサポート株式会社 アースサポート苦小牧	緑町1丁目22番15号	35-9800 35-9801
株式会社たいよう 訪問入浴サービスたいよう	日吉町4丁目1番14号	84-6432 84-6433
株式会社リガーレ 指定訪問入浴介護事業所ぽかぽか	日新町1丁目5番4号	84-7625 84-7626

■ 補装具・日常生活用具について

(1) 補装具について



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 障がいを補うための補装具の購入及び修理が、費用支給又は貸与受けることができます。
 - ・対象となるのは、身体障害者手帳を所持又は身体障害者手帳の交付申請手続をされた方、若しくは難病患者等であることが医師の意見書等によって認められる方です。

※ 対象となる難病の種類については105ページの別表2をご覧ください。

- ・事前の手續が必要です。
- ・基準額の範囲内で支給されます。
- ・基準額の範囲内であっても、市民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が生じます。ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。

(注) 世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象になりません。

- ・他法の規定により補装具費の支給に相当するサービスが受けられる方は、他法による申請をしてください。（労働災害や介護保険など）

	問合せ先	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苦小牧労働基準監督署	港町1丁目6-15 TEL0144(33)7396
介護保険の対象となる方が、介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望される場合	市介護福祉課	1階15番窓口 TEL0144(32)6345

● 補装具種目 ※ _____ の補装具は介護保険の福祉用具と同様

障がい	種目
肢体不自由等	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助 つえ[一本杖を除く]、重度障害者用意思伝達装置
	<児童のみ>座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具
視覚障がい等	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡[色めがねを除く]
聴覚障がい等	補聴器
言語機能障がい等	重度障害者用意思伝達装置

● 自己負担額

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯で本人又は世帯員のうち最多収入者の 市民税所得割額が46万円未満	37,200円

※ この表における「世帯」の範囲は、本人とその配偶者（本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者の場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。ただし、18、19歳で施設入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。



(2) 日常生活用具について

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel: 0144(32)6356 Fax: 0144(36)3121

● 日常生活を行う上で必要な用具について、購入費用が支給又は貸与されます。

- ・対象者は、身体障害者手帳を所持している方若しくは難病患者等で在宅療養が可能であると医師の意見書等によって認められる方です。

※ 対象となる難病の種類については105ページの別表2をご覧ください。

- ・事前の手続が必要です。
- ・基準額の範囲内で支給されます。
- ・基準額の範囲内であっても、市民税課税世帯の方は原則1割の自己負担額が生じます。ただし、世帯の課税状況によって負担上限月額が設定されます。

（注）世帯の中に市民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は支給対象になりません。

- ・他法の規定により日常生活用具の支給に相当するサービスが受けられる方は、他法による申請をしてください。（労働災害や介護保険など）

	問合せ先	連絡先
労働災害の場合	各事業所	各事業所
	苦小牧労働基準監督署	港町1丁目6-15 TEL0144(33)7396
介護保険の対象となる方が、介護保険の福祉用具と同様の補装具を希望される場合	市介護福祉課	1階15番窓口 TEL0144(32)6345

- 消防法の改正により火災報知器の設置が義務化されました。24ページの対象要件に該当する場合は市役所窓口にご相談ください。
 - 日常生活用具種目は次表のとおりです。
- ※ 次表の対象要件は目安であり、障害等級や世帯の状況等により詳細な要件が定められています。
詳しくは市役所窓口にご相談ください。

種 目	品 目	主 な 対 象 要 件
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	<u>特殊寝台</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	<u>特殊マット</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい若しくは知的障がい (重度又は最重度) (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	<u>特殊尿器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 自力で排尿困難な難病患者等
	<u>入浴担架</u>	下肢又は体幹機能障がい
	<u>体位変換器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 寝たきりの状態にある難病患者等
	<u>移動用リフト</u>	下肢又は体幹機能障がい
	<u>訓練いす (児のみ)</u>	下肢又は体幹機能障がい
	<u>訓練用ベッド</u>	下肢又は体幹機能障がい
自 立 生 活 支 援 用 具	<u>入浴補助用具</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 入浴に介助を要する難病患者等
	<u>便器</u>	(1) 下肢又は体幹機能障がい (2) 常時介助を要する難病患者等
	<u>身体保護用具</u>	【頭部保護帽等】平衡機能、下肢又は体幹機能障がい及び知的障がい(重度又は最重度) 【保護ブーツ等】脳原性運動機能障がいで、日常生活において車椅子を使用しており、足部等の防寒及び車輪への接触等の危機回避について常に介助を要する方
	<u>T字状・棒状のつえ</u>	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい
	<u>移動・移乗支援用具</u>	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい (2) 下肢の不自由な難病患者等
	<u>特殊便器</u>	上肢機能障がい又は知的障がい(重度又は最重度)
	<u>火災警報機</u>	障がい等によって世帯全員が火災発生の感知・避難が困難な方
	<u>自動消火器</u>	
	<u>電磁調理器</u>	視覚障がい又は知的障がい(重度又は最重度)

情報・意思疎通支援用具	歩行時間延長信号機用小型装置	視覚障がい
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい
	携帶用会話補助装置	音声言語機能障がい又は肢体不自由
	情報・通信支援用具	上肢機能障がい又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器	視覚障がい
	点字タイプライター	視覚障がい
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障がい
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい
	視覚障害者用時計	視覚障がい
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい
	人工喉頭	喉頭摘出
排泄管理支援用具	福祉電話（貸与）	聴覚障がい等
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声・言語機能障がい
	点字図書等	視覚障がい
住宅改修費	視覚障害者用音声ICタグレコーダー	視覚障がい
	ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障がいでストマ造設
	紙おむつ等	ストマ用装具を装着できない又は高度の排尿・排便機能障がい若しくは脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示ができない方
在宅療養等支援用具	収尿器	排尿機能障がい又はストマ造設
	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい（特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障がい）
	透析液加温器	じん臓機能障がい等
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい等
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障がい
	視覚障害者用体重計	視覚障がい
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	心臓・呼吸機能障がい等若しくは難病患者等 ※ いずれも人工呼吸器を装着している方

※ _____の用具は介護保険の福祉用具と同様

● 費用負担

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯に属する方	0円
低所得	市民税非課税世帯に属する方	
一般	市民税課税世帯で本人又は世帯員のうち最多収入者の 市民税所得割額が46万円未満	37,200円

※ この表における「世帯」の範囲は、本人とその配偶者（本人が18歳未満の児童又は20歳未満の施設入所者の場合は、住民基本台帳上の世帯）となります。ただし、18、19歳で施設入所している場合は、保護者等の障がいのある方を監護する方の属する世帯の所得区分を認定することになります。

(3) **自助具給付事業**

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 在宅で長期療養している身体障害者手帳1級又は2級を所持する方に日常生活動作を補う用具を給付します。

（注）所得税非課税世帯に属する方が対象となります。

(4) **軽・中等度難聴児補聴器購入等助成事業**

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中等度の難聴児に対し、補聴器の購入又は修理に要する費用の一部を助成します。

（注）本人及び世帯員の課税状況により対象とならない場合があります。

■ **自立支援医療について ~詳細は32ページへ**

4 その他の法律等による福祉政策

■ 生活の保障について

生活の保障として、各種年金・手当、資金の貸付制度があります。

<年 金>



(1) 障害基礎年金

【問合せ先】 市保険年金課年金係（1階） Tel : 0144 (32) 6429 Fax : 0144 (35) 5266

- 国民年金に加入している間に初診日（障がいの原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（111ページ別表9の1級又は2級）による障がいの状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

なお、20歳前や60歳以上65歳未満（年金に加入していない期間）で、日本国内に住んでいる間に初診日がある場合も含まれます。

＜令和5年度の年金額＞ 障害等級：1級 年額 993,750円（新規裁定者）

年額 990,750円（既裁定者）

2級 年額 795,000円（新規裁定者）

年額 792,600円（既裁定者）

※ 身体障害者手帳の等級とは認定基準が異なります。

※ 18歳到達年度の末日までの子（障がいのある方は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。

※ 障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件をみたしていること（保険料納付要件）が必要です。

ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2／3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること。

イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと。

- 障害基礎年金を受給している方で、前年の所得が一定額以下である場合、「障害年金生活者支援給付金」も受給の対象となります。

＜令和5年度の給付額＞ 障害等級：1級 月額 6,425円

2級 月額 5,140円

(2) 障害厚生年金



【問合せ先】 日本年金機構苫小牧年金事務所 Tel : 0144 (37) 3500

- 厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級又は2級に該当する障がいの状態となったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障がいの状態が2級に該当しない軽い程度の障がいのときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障がいが残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※ 障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

(3) 特別障害給付金

【問合せ先】 市保険年金課年金係（1階） Tel : 0144 (32) 6429 Fax : 0144 (35) 5266

- 国民年金に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がいのある方に対する、福祉的措置として創設された制度です。

支給の対象になるのは、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級又は2級相当の障がいの状態にある方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給できる方は対象になりません。

<手 当>

(1) 特別障害者手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の方に支給されます。
- 所得制限、施設入所者や長期入院中の方（継続して3か月を超える）の支給制限などがあります。
＜障害の程度＞ ・別表3（106ページ）の障害区分に該当する方
＜手 当 額＞ ・27,980円（令和5年4月～） ・年4回支給（5、8、11、2月）

(2) 障害児福祉手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の方に支給されます。
- 所得制限、福祉施設入所者の支給制限などがあります。
＜障害の程度＞ ・別表4（106ページ）の障害区分に該当する方
＜手 当 額＞ ・15,220円（令和5年4月～） ・年4回支給（5、8、11、2月）

(3) 特別児童扶養手当



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 精神又は身体にこの手当制度に定める程度の障がい（108ページ別表6参照）がある20歳未満の方を家庭で監護、養育している父母等に支給されます。
＜申請に必要なもの＞ ・戸籍謄本 ・世帯全員の住民票（マイナンバー入り）
　　　　　　・申請者名義の銀行貯金通帳 ・所得証明書（転入の方）
　　　　　　・身体障害者手帳又は療育手帳 ・診断書（児童の状況によって必要）
＜手 当 額＞ ・1級障害児（重度）：月額 53,700円（令和5年4月～）
　　　　　　・2級障害児（中度）：月額 35,760円（令和5年4月～）
　　　　　　・年3回支給（4、8、11月）
- 所得制限、福祉施設入所者の支給制限などがあります。



(4) 在日外国人の福祉手当の支給

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 昭和57年1月1日現在、満20歳に達していた在日外国人の重度心身障がい者の方で、障がいを事由とした公的年金等を受給していない方に支給されます。
・支給額：月額 25,000円（年3回支給）

<その他>

(1) 心身障害者扶養共済制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課 Tel : 0143 (24) 0782 Fax : 0143 (22) 5285
市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 心身障がい児（者）を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中、一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度障がいとなったときに、残された心身障がい児（者）に終身一定の年金を支給する制度です。

<心身障がい児（者）の範囲>

- ・将来独立自活することが困難であると認められる方であり、下記の①～③に該当する方
 - ① 知的障がい児（者）
 - ② 身体障がい児（者）：身体障害者手帳1級から3級所持者
 - ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、上記と同程度の障がいと認められる方（精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

<加入対象者>

- ・上記の心身障がい児（者）を現に扶養している保護者で年齢が65歳未満の方

<掛 金>

- ・加入者の年齢に応じた掛金を納める必要があります。（2口まで加入できます）

掛金（月額保険料は加入時の年齢により固定）

（注）低所得世帯の方には、1口目の掛金の一部を減免・助成する制度があります。

<年 金 額>

- ・1口加入者：月額 20,000円

- ・2口加入者：月額 40,000円

(2) 生活福祉資金貸付制度 ~詳細は95ページへ

【問合せ先】 苫小牧市社会福祉協議会 Tel : 0144 (32) 7111 Fax : 0144 (34) 8141

(3) 生活保護制度 ~詳細は100ページへ

【問合せ先】 市生活支援室（2階・40番窓口） Tel : 0144 (32) 6380 Fax : 0144 (32) 6351

■ 雇用の促進と安定について

公共職業安定所では、障がいのある方への職業紹介、就職後の職場定着相談などに応じ、また障がい者の雇用の促進等に関する法律により雇用の促進と職業の安定を図っています。

(1) 公共職業訓練 (一部要マイナンバー)

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495
北海道障害者職業能力開発校	Tel : 0125 (52) 2774 Fax : 0125 (52) 9177
〒073-0115 砂川市焼山 60 番地	
HP http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssk/	

- 北海道障害者職業能力開発校では、障がいのある方の職業的自立等を目的として、その能力に適応する職種についての職業訓練を実施しています。

<募集の対象者>

- ・就労に必要な知識、技能を習得し就労意思のある方。
- ・障がいの症状が固定しており、集団生活に支障のない方。

<訓練科目及び期間>

- 身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方を対象とする訓練科目
 - ・建築デザイン科 6ヶ月
 - ・C A D機械科 1年
 - ・総合ビジネス科 1年
 - ・プログラム設計科 2年
- 知的障がいのある方を対象とする訓練科目
 - ・総合実務科 1年
- その他
 - ・知的障がいのある方を対象として販売実務科（函館高等技術専門学院）、介護アシスト科（旭川高等技術専門学院）も実施しています。

(2) 職場適応訓練

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の能力に適した作業について6か月以内（重度障がい者は1年以内）の実地訓練を行い、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらうものです。
- 訓練期間中、事業主に対して委託費、訓練生に対して訓練手当が支給されます。

(3) トライアル雇用事業

【問合せ先】 苫小牧公共職業安定所 Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495

- 短期間の試行雇用の形で受け入れてもらい、その適性や業務遂行可能性を見極め、その後の常用雇用へのきっかけづくりをするものです。

(4) 事業主に対する諸制度

【問合せ先】	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部 高齢・障害者業務課 〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4階1号 Tel : 011 (622) 3351
苦小牧公共職業安定所	Tel : 0144 (32) 5221 Fax : 0144 (32) 1495
市工業・雇用振興課（7階）	Tel : 0144 (32) 6436 Fax : 0144 (34) 7110

- 事業主に対しては、雇用率・納付金の設定、報奨金の支給、障害者作業施設設置等助成金の支給など諸施策を講じ、雇用の安定・促進を図っています。
- ・国、道による各種助成金制度～公共職業安定所の紹介により障がいのある方を雇用する事業主に対する助成金制度等があります。（一定の要件があります。）
- ・苦小牧市障害者雇用奨励金～厚生労働省が実施する特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の対象障がい者を助成金終了後、引き続き6か月以上の雇用契約をした場合に、奨励金を支給します。（一定の要件があります。）

(5) 苦小牧心身障害者職親会

【問合せ先】	事務局 社会福祉法人緑星の里 地域生活支援センター ハーフタイム Tel : 0144 (53) 1231 Fax : 0144 (53) 1533
--------	---

- 会の目的に賛同する事業主（正会員）及び事業主以外の個人、団体等（賛助会員）で組織・運営されており、心身障がい者の働く場を広げ、職場での定着性を高めて社会的自立を助長するための様々な活動を行っています。

(6) 函館視力障害センター

【問合せ先】	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 函館視力障害センター Tel : 0138 (59) 2751 Fax : 0138 (59) 4383 〒042-0932 函館市湯川町1丁目35番20号 HP http://www.rehab.go.jp/hakodate/
--------	---

- 視覚に障がいのある方に対して就労移行支援（養成施設）や自立訓練（機能訓練）を行い、自立を支援することを目的として厚生労働省が設置した障害者支援施設です。

<就労移行支援（養成施設）>

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格の取得を目指した理療教育を実施しています。対象者は視覚に障がいのある高卒以上の方となります。利用開始時期は毎年4月です。

<自立訓練（機能訓練）>

視覚に障がいのある方々に対して、個々の特性に配慮し、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、技術、知識など総合的な訓練を実施しています。

(7) 障がい者就労相談員

【問合せ先】	市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121
--------	---

- 市では、障がい者就労相談員を配置しています。障がいのある方の就労に関する悩み、疑問などお気軽にご相談ください。

(8) 苫小牧市障がい者就労支援事業

【問合せ先】 相談支援センターとまるん Tel : 0144 (56) 5216 Fax : 0144 (56) 5416

- 就労を希望する障がい者及び企業の相談に応じながら、公共職業安定所等関係機関と連携して、障がい者の就労促進を図る事業です。

(9) 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター

【問合せ先】 東胆振日高障がい者就業・生活支援センター「かけはし」

Tel : 0144 (56) 5119 Fax : 0144 (56) 5344

- 就職や就業に伴う生活上の問題について相談や支援を行います。事業主に対し、障がい者の就職後の雇用管理に係わるサポートを行います。厚生労働省と北海道の指定を受け、運営している事業です。

■ 健康と医療の保障について



(1) 重度心身障害者医療費助成制度

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 重度の障がいがある方の医療費（保険診療）の一部を助成します。

＜助成対象＞

- ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
- ・知能指数（IQ）が50以下の知的障がいの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
 - ※ ただし、65歳から74歳までの方は後期高齢者医療制度に加入していることが条件となります。
 - ※ 所得制限があります。
 - ※ 児童がいる世帯は、ひとり親家庭等医療費助成制度に該当する場合があります。
(内容については84ページをご覧ください)
 - ※ 精神障害者保健福祉手帳1級の方は、通院のみが助成対象となります。
 - ※ 65歳以上で、後期高齢者医療制度と医療費助成制度の自己負担の割合が同一の場合は、受給者証は交付されません。

(2) 自立支援医療



【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

① 育成医療

- ・満18歳未満で身体に障がいのある児童が、その障がいを除去、軽減する手術等の治療によって生活能力を得るために必要な医療費を支給します。

② 更生医療

- ・18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方が、その障がいを除去、軽減する手術等の治療によって、生活能力や職業能力の回復向上を図るために必要な医療費を支給します。

③ 精神通院医療

- ・精神医療を継続的に必要とする病状のある方に対して、その通院に必要な医療費を支給します。

育成医療	更生医療	精神通院医療																		
<ul style="list-style-type: none">○ 原則治療開始前に申請が必要です。○ 身体障害者手帳の有無は問いません。	<ul style="list-style-type: none">○ 交付前の医療行為は対象となりません。○ 北海道立心身障害者総合相談所の判定が必要です。判定は1か月程度かかります。○ 身体障害者手帳の交付が条件となります。	<ul style="list-style-type: none">○ 事前に申請が必要です。○ 有効期間は最大1年間です。※ 再認定申請は、有効期間終了の3か月前から可能です。※ 新規申請、有効期間終了後に申請があった場合は、市が申請を受理した日が始期となります。																		
<p>※ 「世帯」の市民税額に応じて、治療費の一部が自己負担となります。 (34ページの自立支援医療 所得区分表参照)</p>																				
<p>※ 指定医療機関での診療に限ります。</p>																				
<p>※ 受給者証の内容変更や再交付には、届出が必要です。</p>																				
<p>○ 申請に必要なもの 　　医師の意見書・診断書 　　保険証（国保・後期高齢者の保険証は「世帯」全員分）</p>																				
<p>・生活保護受給中の方 　　生活保護手帳又は生活保護受給証明書</p>																				
<p>・市民税非課税の方 　　本人（保護者）の収入を確認できる書類 　　（障害年金や遺族年金を受けている場合はその証書又はハガキ）</p>																				
<p>・人工透析療法の場合 　　特定疾病療養受療証</p>																				
<p>・転入された方、課税確認の同意を得られない方（精神通院医療のみ） 　　市民税課税証明書（被保険者分。国保・後期高齢は「世帯」全員分）</p>																				
<p>対象となる医療内容</p>																				
<p>○ 更生医療</p>																				
<table border="1"><thead><tr><th>障がい</th><th>医療内容の例</th></tr></thead><tbody><tr><td>視覚障がい</td><td>角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術</td></tr><tr><td>聴覚障がい</td><td>外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳</td></tr><tr><td>音声・言語・そしゃく</td><td>歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭</td></tr><tr><td>機能障がい</td><td></td></tr><tr><td>肢体不自由</td><td>関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法</td></tr><tr><td>心臓機能障がい</td><td>弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術</td></tr><tr><td>じん臓機能障がい</td><td>人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法</td></tr><tr><td>小腸機能障がい</td><td>中心静脈栄養法</td></tr></tbody></table>			障がい	医療内容の例	視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術	聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳	音声・言語・そしゃく	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭	機能障がい		肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法	心臓機能障がい	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術	じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法	小腸機能障がい	中心静脈栄養法
障がい	医療内容の例																			
視覚障がい	角膜移植術、白内障手術、網膜剥離手術																			
聴覚障がい	外耳道形成術、鼓膜穿孔閉鎖術、人工鼓膜、人工内耳																			
音声・言語・そしゃく	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工喉頭																			
機能障がい																				
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法																			
心臓機能障がい	弁形成術、大動脈一冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術																			
じん臓機能障がい	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法																			
小腸機能障がい	中心静脈栄養法																			

肝臓機能障がい	肝移植術、肝移植術後の抗免疫療法
免疫機能障がい	抗HIV療法、免疫調整療法
○ 精神通院医療	
1 診察	
2 処方薬	
3 デイケア・ナイトケア・ショートケア (社会生活機能の回復を目的として、レクリエーションやミーティングなどのグループ活動を通して、人とのふれあい、仲間作りや生活リズムを維持するための活動の場です。)	
4 訪問看護	

④ 自己負担

自立支援医療を利用した場合の自己負担は、原則1割負担となります。

- ・生活保護世帯や市民税非課税世帯の方は、世帯の所得に応じて1か月当たりの負担額に上限が設定されます。（注1）
- ・市民税課税世帯で長期間にわたり高額な治療を継続される方は、1か月当たりの負担額に上限が設定されます。（「重度かつ継続」（注2））
- ・所得が一定以上の方は、支給の対象外となり、加入している医療保険の自己負担額をお支払いいただくことになります。

自立支援医療 所得区分

負担上限月額	生活保護	市民税				
		非課税		課税		
		収入		所得割額		
		80万円以下	80万円超	33,000円未満	33,000円以上 235,000円未満	235,000円～
精神 通 院 医 療 更 生 医 療	0円	2,500円	5,000円	医療保険の上限額		対象外
				重度かつ継続		
				5,000円	10,000円	20,000円
育 成 医 療	0円	2,500円	5,000円	5,000円	10,000円	対象外
				重度かつ継続		
				5,000円	10,000円	20,000円

(注1) 「世帯」とは、自立支援医療を受給する方が加入している医療保険単位になります。

(異なる医療保険に加入している家族は別世帯になります。)

- ① 国民健康保険：世帯の国民健康保険加入者全員
- ② 後期高齢者医療保険：世帯の後期高齢者医療制度加入者全員
- ③ ①②以外の医療保険：被保険者

(注2) 「重度かつ継続」とは、次の①～③のいずれかの場合です。

- ① じん臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓の機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）の方
- ② 3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な通院医療を有すると判断された場合
- ③ 同一世帯で過去12か月以内に高額療養費の支給を3回以上受けた場合

(3) 医師等による巡回相談など

【問合せ先】 北海道室蘭児童相談所苦小牧分室 Tel : 0144-61-1882 Fax : 0144-61-1892

- 在宅障がい児者巡回療育相談

- ・在宅の重症心身障がい児(者)に対し、医師・児童相談所職員などが家庭訪問し、総合的な診断を行い、家庭での療育と今後の方向性について相談、指導を行います。 (年1回)

(4) 在宅難病療養者に対する歯や口の健康に関する訪問相談

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室
(北海道苦小牧保健所)
企画総務課企画係 Tel : (直通) 0144 (77) 9933 Fax : 0144-34-4177

- 在宅で療養する通院が困難な難病患者の方で、手指等の運動障がいにより口腔ケアが十分行えない方などを対象に苦小牧保健所の歯科医師・歯科衛生士が訪問し相談に応じます。

- <内容>
- ・ 口腔内の状態確認（ご希望に応じて歯科医療機関への情報提供及び訪問歯科診療等の調整を行います）
 - ・ 歯や口に関する相談及び口腔ケア方法などの指導

(5) こころの健康相談

こころの病気について専門職員（精神科医師・保健師）が相談に応じます。

例

- ・ 心の病気かどうか知りたい
- ・ ひきこもり、うつ病などの心配
- ・ 家族や周囲の心の病気の対応について
- ・ 思春期の心のトラブル
- ・ アルコールやギャンブル、薬物など依存症の問題 など

- こころの相談日（市健康支援課）

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel : 0144 (32) 6410 Fax : 0144 (32) 4322

- ・ 毎月第1水曜日に保健師や精神保健福祉士が相談に応じます。
- ・ 開催日の3日前までに予約が必要です。詳細については問合せ先までご連絡ください。

※上記相談日以外でも保健師が隨時、電話・来所相談に応じます。

- こころの健康相談（苦小牧保健所）

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苦小牧地域保健室
(北海道苦小牧保健所)
健康推進課健康支援係 Tel : (直通) 0144 (77) 9934 Fax : 0144-34-4177

- ・ 専門職員（精神科医師等）が相談に応じます。
- ・ 精神科医の相談（月1回）は、予約が必要です。詳細につきましてはお問い合わせください。

■ 難病患者の福祉サービス・医療費助成制度について



(1) 難病患者の障害福祉サービス利用について

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 障害者総合支援法で、対象となる疾病は105ページの別表2に記載の疾病で、対象者は障害者手帳等の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。
- 申請に必要なもの： 疾病名がわかる診断書、特定疾患医療受給者証又は特定疾患認定書等

(2) 特定疾患・難病などの医療費助成制度

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室
(北海道苫小牧保健所)

健康推進課保健係 Tel : (直通) 0144 (77) 9935 Fax : 0144-34-4177

- 次の疾患を対象に医療費の助成が受けられます。医療費助成の対象となるのは、原則として「指定難病」と診断され、「重症度分類等」に照らして症状の程度が一定程度以上の場合です。

① 難病法に規定する指定難病



番号	病名	番号	病名	番号	病名
1	球脊髄性筋萎縮症	2	筋萎縮性側索硬化症	3	脊髄性筋萎縮症
4	原発性側索硬化症	5	進行性核上性麻痺	6	バーキンソン病
7	大脳皮質基底核変性症	8	ハンチントン病	9	神経有棘赤血球症
10	シャルコー・マリー・トゥース病	11	重症筋無力症	12	先天性筋無力症候群
13	多発性硬化症／視神經脊髄炎	14	慢生炎性脱髓性多発神経炎／多発性運動ニューロパシー	15	封入体筋炎
16	クロウ・深瀬症候群	17	多系統萎縮症	18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
19	ライソゾーム病	20	副腎白質ジストロフィー	21	ミトコンドリア病
22	もやもや病	23	プリオント病	24	亜急性硬性全脳炎
25	進行性多巣性白質脳症	26	HTLV-1関連脊髄症	27	特発性基底核石灰化症
28	全身性アミロイドーシス	29	ウルリッヒ病	30	遠位型ミオパシー
31	ベスレムミオパシー	32	自己貪食空胞性ミオパシー	33	シュワルツ・ヤンペル症候群
34	神経線維腫症	35	天疱瘡	36	表皮水疱症
37	膿疱性乾癬(汎発型)	38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	39	中毒性表皮壊死症
40	高安動脈炎	41	巨細胞性動脈炎	42	結節性多発動脈炎
43	顕微鏡的多発血管炎	44	多発血管炎性肉芽腫症	45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
46	悪性関節リウマチ	47	バージャー病	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
49	全身性エリテマトーデス	50	皮膚筋炎／多発性筋炎	51	全身性強皮症
52	混合性結合組織病	53	シェーグレン症候群	54	成人スチル病
55	再発性多発軟骨炎	56	ベーチェット病	57	特発性拡張型心筋症
58	肥大型心筋症	59	拘束型心筋症	60	再生不良性貧血
61	自己免疫性溶血性貧血	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	63	特発性血小板減少性紫斑病
64	血栓性血小板減少性紫斑病	65	原発性免疫不全症候群	66	IgA腎症
67	多発性囊胞腎	68	黄色韌帶骨化症	69	後縦韌帶骨化症
70	広範脊柱管狭窄症	71	特発性大腿骨頭壞死症	72	下垂体性ADH分泌異常症
73	下垂体性TSH分泌亢進症	74	下垂体性PRL分泌亢進症	75	クッシング病
76	下垂体性ゴナドトロビン分泌亢進症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	78	下垂体前葉機能低下症
79	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)	80	甲状腺ホルモン不応症	81	先天性副腎皮質酵素欠損症
82	先天性副腎低形成症	83	アジソン病	84	サルコイドーシス
85	特発性間質性肺炎	86	肺動脈性肺高血圧症	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	89	リンパ管筋腫症	90	網膜色素変性症
91	パッド・キアリ症候群	92	特発性門脈亢進症	93	原発性胆汁性胆管炎
94	原発性硬化性胆管炎	95	自己免疫性肝炎	96	クローン病
97	潰瘍性大腸炎	98	好酸球性消化管疾患	99	慢性特発性偽性腸閉塞症
100	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	101	腸管神経節細胞僅少症	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群

番号	病名	番号	病名	番号	病名
103	CFC症候群	104	コステロ症候群	105	チャージ症候群
106	クリオビリン関連周期熱症候群	107	若年性特発性関節炎	108	TNF受容体関連周期性症候群
109	非典型溶血性尿毒症症候群	110	プラウ症候群	111	先天性ミオパチー
112	マリネスコ・シェーグレン症候群	113	筋ジストロフィー	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
115	遺伝性周期性四肢麻痺	116	アトピー性脊髄炎	117	脊髄空洞症
118	脊髄膜腫瘍	119	アイザックス症候群	120	遺伝性ジストニア
121	神経フェリチン症	122	脳表ヘモジデリン沈着症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	125	神経ホスフェロイド沉积を伴う遺伝性白質脳症	126	ペリー症候群
127	前頭側頭葉変性症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎	129	痙攣重積型(二相性)急性脳症
130	先天性無痛無汗症	131	アレキサンダー病	132	先天性核上性球麻痺
133	メビウス症候群	134	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	135	アイカルディ症候群
136	片側巨脳症	137	限局性皮膚異形成	138	神経細胞移動異常症
139	先天性大脳白質形成不全症	140	ドラベ症候群	141	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
142	ミオクロニー欠神てんかん	143	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	144	レノックス・ガストー症候群
145	ウエスト症候群	146	大田原症候群	147	早期ミオクロニー脳症
148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	150	環状20番染色体症候群
151	ラスマッセン脳炎	152	P C D H 19 関連症候群	153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	155	ランドウ・クレファー症候群	156	レット症候群
157	スタージ・ウェーバー症候群	158	結節性硬化症	159	色素性乾皮症
160	先天性魚鱗癖	161	家族性良性慢性天疱瘡	162	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
163	特発性後天性全身性無汗症	164	眼皮膚白皮症	165	肥厚性皮膚骨膜症
166	弾性線維性仮性黄色腫	167	マルファン症候群	168	エーラス・ダンロス症候群
169	メンケス病	170	オクシピタル・ホーン症候群	171	ウィルソン病
172	低ホスファターゼ症	173	VATER症候群	174	那須・ハコラ病
175	ウィーバー症候群	176	コフィン・ローリー症候群	177	ジュベール症候群関連疾患
178	モワット・ウィルソン症候群	179	ウィリアムズ症候群	180	A T R-X症候群
181	クルーザン症候群	182	アペール症候群	183	ファイファー症候群
184	アントレー・ビクスラー症候群	185	コフィン・シリス症候群	186	ロスマンド・トムソン症候群
187	歌舞伎症候群	188	多脾症候群	189	無脾症候群
190	鰓耳腎症候群	191	ウェルナー症候群	192	コケイン症候群
193	プラダー・ウィリ症候群	194	ソトス症候群	195	ヌーナン症候群
196	ヤング・シンプソン症候群	197	1p36欠失症候群	198	4p欠失症候群
199	5p欠失症候群	200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	201	アンジェルマン症候群
202	スミス・マギニス症候群	203	22q11.2欠失症候群	204	エマヌエル症候群
205	脆弱X症候群関連疾患	206	脆弱X症候群	207	総動脈幹遺残症
208	修正大血管転位症	209	完全大血管転位症	210	単心室症
211	左心低形成症候群	212	三尖弁閉鎖症	213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	215	ファロー四徴症	216	両大血管右室起始症
217	エプスタイン病	218	アルポート症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群
220	急速進行性糸球体腎炎	221	抗糸球体基底膜腎炎	222	一次性ネフローゼ症候群
223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	224	紫斑病性腎炎	225	先天性腎性尿崩症
226	間質性膀胱炎(ハンナ型)	227	オスラー病	228	閉塞性細気管支炎
229	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	230	肺胞低換気症候群	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
232	カーニー複合	233	ウォルフラム症候群	234	ペレオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
235	副甲状腺機能低下症	236	偽性副甲状腺機能低下症	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症
238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	240	フェニルケトン尿症
241	高チロシン血症1型	242	高チロシン血症2型	243	高チロシン血症3型
244	メープルシロップ尿症	245	プロピオン酸血症	246	メチルマロン酸血症
247	イソ吉草酸血症	248	グルコーストランスポーター1欠損症	249	グルタル酸血症1型
250	グルタル酸血症2型	251	尿素サイクル異常症	252	リジン尿性蛋白不耐症
253	先天性葉酸吸收不全	254	ポルフィリノ症	255	複合カルボキシラーゼ欠損症
256	筋型糖原病	257	肝型糖原病	258	ガラクトース-1-リノ酸クリジレトランスクフェラーゼ欠損症
259	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	260	シトステロール血症	261	タンジール病
262	原発性高カリミクロン血症	263	脳膜黄色腫症	264	無βリボタンパク血症
265	脂肪萎縮症	266	家族性地中海熱	267	高IgD症候群
268	中條・西村症候群	269	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	270	慢性再発性多発性骨髓炎
271	強直性脊椎炎	272	進行性骨化性線維異形成症	273	肋骨異常を伴う先天性側弯症
274	骨形成不全症	275	タナトフォリック骨異形成症	276	軟骨無形成症
277	リンパ管腫瘍症/ゴーハム病	278	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	279	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
280	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	281	クリッペル・トレノナー・ウェーバー症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血
283	後天性赤芽球病	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血	285	ファンコニ貧血
286	遺伝性鉄芽球性貧血	287	エプスタイン症候群	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
289	クロンカイト・カナダ症候群	290	非特異性多発性小腸潰瘍症	291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
292	総排泄腔外反症	293	総排泄腔遺残	294	先天性横隔膜ヘルニア

番号	病名	番号	病名	番号	病名
295	乳幼児肝巨大血管腫	296	胆道閉鎖症	297	アラジール症候群
298	遺伝性脾炎	299	嚢胞性線維症	300	IgG4関連疾患
301	黄斑ジストロフィー	302	レーベル遺伝性視神経症	303	アッシャー症候群
304	若年発症型両側性感音難聴	305	遅発性内リンパ水腫	306	好酸球性副鼻腔炎
307	カナバン病	308	進行性白質脳症	309	進行性ミオクローヌスでんかん
310	先天異常症候群	311	先天性三尖弁狭窄症	312	先天性僧帽弁狭窄症
313	先天性肺静脈狭窄症	314	左肺動脈右肺動脈起始症	315	ネイルマーティニ病群 (Type I LMX1B関連症)
316	カルニチン回路異常症	317	三頭酵素欠損症	318	シトリン欠損症
319	セピアブリリン還元酵素(SR)欠損症	320	先天性グリコシルホスファジレイノシール(GPI)欠損症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
322	β-ケトチオラーゼ欠損症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	324	メチルグルタコン酸尿症
325	遺伝性自己炎症疾患	326	大理石骨病	327	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る)
328	前眼部形成異常	329	無虹彩症	330	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
331	特発性多中心性キヤスルマン病	332	膠様滴状角膜ジストロフィー	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
334	脳クレアチン欠乏症候群	335	ネフロン病	336	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ結合体)
337	ホモシスチン尿症	338	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症		



② 特定疾患

- 国が定める疾患
 - (1) スモン (2) 難治性の肝炎のうち劇症肝炎 (更新のみ) (3) 重症急性脾炎 (更新のみ)
 - (4) プリオン病 (ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト、ヤコブ病に限る)
 - (5) 重症多形滲出性紅斑 (急性期) 重症多系 (更新のみ)
- 道が独自に定める疾患
 - (1) 突発性難聴
 - (2) 溶血性貧血の一部 (自己免疫性溶血性貧血、寒冷凝集素症、発作性寒冷ヘモグロビン症、発作性夜間ヘモグロビン症は指定難病へ移行)
 - (3) ステロイドホルモン産生異常症の一部 (アジソン病、副腎皮質酵素欠損は指定難病へ移行)
 - (4) 難治性肝炎の一部 (自己免疫性肝炎、原発性硬化性胆管炎は指定難病へ移行)

③ ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業

B型・C型ウイルス性慢性肝炎の肝硬変への進行や、肝がんの発生防止と重症である橋本病患者の治療に係る医療費を助成します。

④ ウイルス性肝炎進行防止対策医療給付事業(肝炎治療特別促進事業)

B型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロン治療実施中(又は治療予定)のうち、肝がんの合併のない方。B型ウイルス性肝炎核酸アナログ製剤による治療を実施中(又は治療予定)の方及びC型ウイルス性肝炎の根治を目的とするインターフェロンフリー治療実施中(又は治療予定)のうち、肝がんの合併のない方を対象に医療費を助成します。

⑤ 在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成事業

在宅で酸素濃縮器や人工呼吸器を使用する方に対し、電気料金の一部を助成します。

● 難病患者・家族の交流の場

名称	住所	電話
(一財) 北海道難病連苦小牧支部	若草町3丁目3番8号 市民活動センター1F (支部長代理 小倉 弘子 様方)	32-8788
苦小牧難病患者・家族の会 (ハスカップの会)	豊川町4丁目8番10号 (事務局 役田 肇 様方)	73-4094
(一財) 北海道脊柱靭帯骨化症友の会 胆振支部	しらかば町4丁目4番22号 (支部長 庄司 フミ子 様方)	72-9366

(3) 小児慢性特定疾病児童等の生活用具の給付について

【問合せ先】 市健康支援課（4階） Tel : 0144（32）6407 Fax : 0144（32）4322

- 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、在宅での療養が認められる方に日常生活用具を給付します。

○ 対象者

- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- ・ 医師から在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると判断された方
- ・ 児童福祉法及び障害者総合支援法による日常生活用具給付の対象とならない方

○ 注意事項

- ・ 必ず購入前に申請してください。（申請前の購入は全額自己負担となります。）
※ 事前に問合せ先までご連絡ください。
- ・ 症状の程度や条件によっては給付できないものがあります。また、入院中の方は給付の対象になりません。
- ・ 世帯の所得に応じ、費用の一部又は全部について自己負担があります。

○ 対象となる用具

種目	対象者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ歩行器等であること。 <ul style="list-style-type: none">・ 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏ましたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。・ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏ましたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状にあわせて体温調節のできるもの。
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介助者等が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。

■ その他の在宅福祉について

＜市の機関等による支援＞

(1) 苦小牧市基幹相談支援センター

【問合せ先】	相談支援事業所サポート	Tel : 0144 (36) 2400	Fax : 0144 (36) 2411
	苦小牧地域生活支援センター	Tel : 0144 (75) 2808	Fax : 0144 (75) 2815
	相談支援センターとまるん	Tel : 0144 (56) 5216	Fax : 0144 (56) 5416
	市障がい福祉課 (1階・14番窓口)	Tel : 0144 (32) 6356	Fax : 0144 (36) 3121

- 専門の福祉相談員を配置し、障がいのある方やご家族から、福祉サービスの利用、日常生活や就労その他の相談をお受けしています。
 - 専門相談員（社会福祉士・精神保健福祉士・相談支援専門員）
- 月～金の 8：45～17：15まで、専門の相談員が市役所に常駐しています。

(2) 心身障がい者等の相談員の配置

- 障がい福祉課に以下の相談員を配置していますので、お気軽にご相談ください。
 - ろうあ者生活相談員 ○ 障がい者就労相談員
- 市から委嘱された相談員が、地域生活に関するさまざまな相談に応じます。
 (相談員名簿は103ページ参照)
 - 身体障害者相談員 ○ 知的障害者相談員 ○ 地域相談員

(3) 苫小牧市福祉ふれあいセンター

【問合せ先】 苫小牧市福祉ふれあいセンター

Tel : 0144 (82) 8801 Fax : 0144 (82) 8835

市発達支援課（おおぞら園等）

Tel : 0144 (34) 5821 Fax : 0144 (34) 5835

E-mail : hattatusien@city.tomakomai.hokkaido.jp

- 障がいのある方の福祉の増進等を図るため、福祉ふれあいセンター（体育館含む）が設置されています。

[障害者総合支援法・児童福祉法による福祉サービス事業]

- こども通園センターおおぞら園 【障害児通所支援…6ページ参照／事業所詳細…13ページ】
 - ・ 児童発達支援・放課後等デイサービスとして、肢体不自由、言語障がい、自閉症スペクトラムや情緒、知的等の発達に遅れやつまずきがある子どもたちが通園し、発達に必要な訓練・指導を行います。
※ この他、発達全般に係る相談や、保育園等への巡回相談などを実施しています。
- こども相談室あいす 【相談支援…4ページ参照／事業所詳細…10ページ】
 - ・ 子どもの心身の発達や障がい、集団適応の心配などについて電話や面接による相談を受け、指導・助言を行います。面接の場合は、事前の予約が必要です。
- 地域活動支援センターあさひ 【地域生活支援事業…6ページ／事業所詳細…21ページ】
 - ・ 主として身体障がい者を対象に、創作活動の機会の提供や日常生活動作等の訓練、社会との交流の促進などを行います。
- 生活介護事業あいあい
 - ・ 常に介護を要する方に対して、相談に応じ、主に日中の間、入浴や食事等の介護、創作的活動などを行い、身体機能や生活能力の向上のために援助を行います。

[その他の事業]

- 視覚障がい者へのサービス
 - ・ センターにおいて「広報とまこまい」及び「ひだまり」等の録音図書を希望者へ送付します。また苫小牧市中央図書館においても、視覚障がい者へのサービスを行っています。
- 施設の提供
 - ・ 心身に障がいのある方やその家族及び関係機関・関係団体の方は、無料で体育館・会議室等の使用ができます。【祝日・振替休日・年末年始休暇を除く毎日：9時～21時】
※事前の登録・予約が必要です。

<コミュニケーションに関する支援>

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121
E-mail : syogaifukusi@city.tomakomai.hokkaido.jp

(1) 手話通訳員の配置及び派遣

- 聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思の疎通を図ることに支障がある方とその他の方との意思の疎通を円滑にするため、手話通訳員の配置及び派遣を行います。
- 専任手話通訳員の配置
 - ・ 聴覚など障がいのある方が、市役所（本庁）に来られた場合、意思の疎通が図られるよう障がい福祉課に専任の手話通訳員を配置しています。
- 手話通訳員の派遣
 - ・ 聴覚など障がいのある方が、官公庁での手続き、医療機関の受診、各種講演会への参加などにおいて、円滑な意思の疎通が図られるよう手話通訳員を派遣しています。
※ 宗教団体・政治団体の主催するもの、企業の営利に関するものは除きます。
- 派遣申請手続
 - ・ 手話通訳員の派遣を希望される方は、あらかじめ(5日前)市役所窓口で手続をしてください。
※ 派遣費用はかかりません。

(2) 要約筆記通訳員の派遣

- 手話の取得が困難な中途難失聴の方に対して、研修会及び講演会を通じて社会参加の促進を図るため、要約筆記通訳員派遣事業を実施しています。なお、派遣事業は計画に沿って実施しますので、詳細につきましては市役所窓口へあらかじめご相談ください。

(3) 入院時コミュニケーション支援事業

- 声以外の伝達手段と発話を併用している方又は実用的発話を喪失している方が入院するとき、看護師等との意思疎通を円滑に行うため、入院する前から介助を行い、対象者とのコミュニケーションについて熟知している支援員を派遣する事業を実施しています。なお、対象者の要件等の詳細につきましては、市役所窓口へあらかじめご相談ください。

(注) あくまでも看護師との意思疎通を円滑に行うことの目的としているため、支援員は医療行為等は一切行うことができません。

<自動車の利用に関する制度>

(1) 自動車の改造費に対する助成

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 身体障害者手帳の交付を受けている1級から3級の上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいのある方で、就労等に伴い自らが所有し、運転する自動車の操作装置などを改造する場合に、その費用の一部を助成します。（所得制限があります。）
 - ・ 助成額：10万円以内

(2) 自動車運転免許取得費に対する助成

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 身体障害者手帳の交付を受けている1級又は2級の下肢障がい及び2級の聴覚障がいのある方で、免許の取得により自立更生の促進が図られる方に対し、その費用の一部を助成します。（運転に必要な適正試験に合格した方）
 - ・ 助成額：10万円以内

(3) 障がい者に関する標識等

【問合せ先】 ①② 苫小牧警察署交通第一課企画係

Tel : 0144 (35) 0110 (内線 411・413)

③ 公益財団法人 日本リハビリテーション協会

HP <http://www.jsrpd.jp/static/symbol/>

④ 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 車に表示するマークなど、代表的なものとして以下の4種類があります。

① 身体障害者標識	② 聴覚障害者標識
肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
	
③ 国際シンボルマーク	④ 福祉のまちづくり適合証
障がいをもつ人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障がいをもつ人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、昭和44年に国際リハビリテーション協会により採択されました。日本では、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が管理しているものです。このマークはシンボルマークであり、個人の車などに表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。	苫小牧市では、高齢者や障がいのある方も含め、すべての市民が暮らしやすいまちづくりを推進するため、平成14年6月に、苫小牧市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。条例では、公共的施設の出入り口やトイレなどについて、障がいのある方などが円滑に施設を利用できるよう、整備を行うために必要な基準（「基礎的基準」及びより質の高い「誘導的基準」）を定めており、この基準に適合する施設には適合証を交付しています。
	

(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

【問合せ先】苫小牧警察署交通第一課規制係 Tel : 0144 (35) 0110 (内線 415・427)

- 身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けており、指定駐車禁止場所に駐車する必要がある方に、交付されます。

- 交付対象者
 - ・ 身体障がい者 一障害の区分・程度：下記の表による
 - ・ 戦傷病者 一障害の区分・程度：下記の表による
 - ・ 知的障がい者 一障害の程度：重度（A）
 - ・ 精神障がい者 一障害の程度：1級
 - ・ 小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けていて、「色素性乾皮症」の人

障害の区分	身体障害者		戦傷病者
	障害の種別	障害の程度	
視覚障害	1級から4級の1		特別項症から第4項症
聴覚障害	2級及び3級		特別項症から第4項症
平衡機能障害	1級から5級		特別項症から第4項症
上肢機能	1級から2級の2		特別項症から第3項症
下肢機能	1級から5級		特別項症から第4項症
体幹機能	1級から5級		特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機 能障害がある場合を除く）	
	移動機能	1級から5級	
心臓機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
腎臓機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
呼吸器機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
小腸の機能障害	1級及び3級		特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級		
肝臓機能障害	1級から3級		特別項症から第3項症

(5) 自動車税種別割・自動車税環境性能割等の減免 ~詳細は47ページへ

(6) 有料道路通行料金の割引 ~詳細は52ページへ

<その他の制度等>

(1) 障がい者住宅について

【問合せ先】 市住宅課（4階） Tel : 0144 (32) 6316 Fax : 0144 (32) 2882

- 公営住宅の中には、障がいのある方がいる世帯のために配慮された住宅があります。

※ 一般住宅への申し込みもできますので、ご相談ください。

(2) 在宅障害者等紙おむつ給付事業について

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 自宅で生活する3歳以上65歳未満の重度心身障がい者及び難病患者で、医師により常時紙おむつを使用する必要があると認められた方に給付します。

(注) 世帯の市民税額により費用負担がある場合があります。

(3) 緊急通報システムについて

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 急病や事故などの緊急時に、緊急ボタンやペンダントを押すことで消防署へ自動的に通報できる装置を貸与します。

緊急時の通報のほか、24時間体制で看護師による健康相談ができます。また、月に1回コールセンターから安否確認電話が入ります。

<対象> 重度身体障がい者のみの世帯に属する方で、緊急の通報が困難であると認められる方
(65歳以上の方については67ページをご参照ください。)

<費用> 工事費及び利用料は無料です。

※ 通話料および電池代(約3年に1回交換、5,000円 消費税別途)は自己負担です。

<その他> ※ ご利用には、固定電話の回線を所有していることが必要です。

※ 緊急時に利用者の自宅に駆けつけることができる協力員が原則2人必要です。

5 税・公共交通機関運賃・公共料金の減免、割引

<税の控除>

(1) 所得税・住民税

【問合せ先】	・ 所得税 苦小牧税務署 ※ 音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苦小牧税務署に御用の方は「2」をお選びください。	Tel : 0144 (32) 3165
・ 住民税 市市民税課市民税係 (2階・32番窓口)	Tel : 0144 (32) 6253 6254 Fax : 0144 (36) 7108	

- 納税者本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、身体、精神などに障がいのある方の場合は、障害者控除が受けられます。
- 障害者控除

種類 (一人につき)	所得税の控除額	住民税の控除額
障害者控除	270,000 円	260,000 円
特別障害者控除	400,000 円	300,000 円
同居特別障害者控除	750,000 円	530,000 円

- ※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者又はその配偶者若しくはその納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している方が対象となります。
(注) 16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」）に対する扶養控除が廃止されましたが、年少扶養親族が障がいのある方の場合、障害者控除は受けられます。
- ※ 老人ホーム等へ入所している場合は同居を常としているとはいえません。

障害者控除の対象となる方	特別障害者控除の対象となる方
身体障害者手帳3級～6級	身体障害者手帳1級・2級
療育手帳B	療育手帳A
精神障害者保健福祉手帳2級・3級	精神障害者保健福祉手帳1級

- ※ 身体障害者手帳をお持ちでない方でも、要介護認定・要支援認定を受けている65歳以上の方で、市の認定基準により障がい者に準じる者として障害者控除対象者認定書の交付を受けた場合は、障害者控除の対象となります。（詳細は63ページへ）
- ※ 上記以外で、下記に該当する方は障害者控除の対象になります。
 - ・ 戦傷病者手帳の交付を受けている方
 - ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

(2) 相続税

【問合せ先】 苫小牧税務署

Tel : 0144 (32) 3165

※ 音声案内に従い、一般的な質問は「1」を、苫小牧税務署に
御用の方は「2」をお選びください。

- 相続人が障がい者であるときは、満85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合は20万円）が障害者控除として、相続税額から差し引かれます。

(3) 個人事業税

【問合せ先】 北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 Tel : 0144 (32) 5178

- 障がい者、年齢65歳以上の人、寡婦及びひとり親が事業主で、総所得が310万円以下の場合に限り、事業税が減免されます。なお、所得税の確定申告をした場合は、申請が必要ありません。

(4) ◎自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割

【問合せ先】 ・ 自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割
北海道胆振総合振興局苫小牧道税事務所 Tel : 0144 (32) 5286 Fax : 0144 (32) 3031

◎軽自動車税種別割

【問合せ先】 ・ 軽自動車税種別割
市市民税課税制係（2階・31番窓口） Tel : 0144 (32) 6244 Fax : 0144 (36) 7108

- 障がい者のために使用する自家用自動車で次に該当する場合は減免の対象となります。なお、減免の対象となる自動車は、障がい者1人につき自動車1台に限られます。また、申請には用途に応じた証明書等が必要になります。必要書類等詳細については上記【問合せ先】にご確認ください。

○ 対象となる自動車

- ① 障がいの方が自ら所有し運転する場合
- ② 障がいの方が所有し、障がいの方と生計を同じくする方が運転する場合
- ③ 障がいの方と生計を同じくする方が所有し、障がいの方が運転する場合
- ④ 障がいの方と生計を同じくする方が所有し、運転する場合
- ⑤ 障がいの方だけで構成されている世帯の障がいの方方が所有する自動車で、障がい者を介護する方がその障がいの方のために運転する場合。

※ ②～⑤の場合は、障がいの方の通院・通学・通所・生業等のために、おおむね週1日以上使用している状態が6ヶ月以上継続（ただし、軽自動車税種別割については期間は設けていない）している場合に対象となります。（障がい者を同乗させる場合に限ります。）

- ⑥ 構造上、身体障がい者が利用するためのものと認められる自動車（車いす等の昇降装置や、固定装置等を装着している、または福祉車両であること。）

○ 対象者及び障害の程度

- ① 身体障害者手帳の交付を受けていて、次ページの表の範囲に該当する方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
(手帳の有効期限が切れていないものに限ります。)

④ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（該当する範囲は問合せ先にご確認ください。）

障がいの区分	障がいの級別
視覚障害	1級、2級、3級、4級
聴覚障害	2級、3級
平衡機能障害	3級、5級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	1級、2級、3級
下肢不自由	1級、2級、3級、4級、5級、6級
体幹不自由	1級、2級、3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
上肢機能	1級、2級、3級
移動機能	1級、2級、3級、4級、5級、6級
心臓機能障害／じん臓機能障害／小腸機能障害／呼吸器機能障害／ぼうこう又は直腸機能障害	1級、3級、4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害／肝臓機能障害	1級、2級、3級、4級

○ 申請期限

自動車税種別割	自動車税環境性能割及び 軽自動車税環境性能割	軽自動車税種別割
● 4月1日に要件に該当している場合 ・自動車税種別割納税通知書の納期限（5月末日）	・自動車の登録日から2か月以内	・5月上旬の軽自動車税種別割納税通知書の発布日から5月末の納期限まで
●年度途中で減免要件に該当した場合 ・要件に該当することとなった日から2か月以内		
●減免自動車を入れ替える場合 ・自動車の登録日から2か月以内		

(5) 少額貯蓄の非課税



【問合せ先】 各金融機関

日本郵便㈱苫小牧郵便局（窓口営業部 貯金担当）

Tel : 0144 (32) 3079 Fax : 0144 (35) 5240

- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別障害者手当等受給者、障害基礎年金受給者が額面350万円を限度として、一定の手続きにより預貯金の利息が非課税扱いとなります。

<市で行う交通料金助成制度>

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

(1) 福祉ハイヤー助成制度

- 寝たきり又は常時車いすを使用する重度の心身障がいの方や寝たきりの高齢者に、福祉ハイヤーの助成券を年間24枚発行し、運賃及び介助料金等を助成します。
(券1枚につき、500円・1,000円・1,500円・2,000円のいずれかの助成額を選択。一回の利用で複数枚利用できますが、介助料金等は片道1,000円まで。)
- 対象者：次ページの表のとおり
- 福祉ハイヤー料金助成券の使用できる事業所：下表のとおり

事 業 所 名	連 絡 先	ストレッチャー※
グリフィン苦小牧介護タクシー	090-1387-7836	○
福祉介護タクシーサツエイ	090-5983-0964	○

※ 要予約。ストレッチャー利用の際は、別途料金がかかる場合があります。

(2) 重度障害者タクシー料金助成制度

- 在宅の重度障がいの方に、市内のタクシーの利用券を年間36枚発行し、走行料金を助成します。
(券1枚につき、540円を助成)
- 対象者：次ページの表のとおり

(3) 市内路線バス無料乗車証交付制度

- 重度の障がいのある方に、市内路線バス（旧市営バス路線）全線無料の介護人付乗車証（付き添いの方も無料）又は単独乗車証（対象者のみ無料）を交付します。
- 対象者：次ページの表のとおり

(4) 重度心身障害者通院交通費助成制度

- 障がいによる治療行為の継続が必要であり、そのため同一医療機関へ定期的かつ長期的に通院しなければならない方に、通院交通費の一部を助成します。
 - 支給額：年額9,000円を支給（口座振込）
 - 対象者：次ページの表のとおり
- ※ 既に他の交通料金助成（福祉ハイヤー・重度障害者タクシー・市内路線バス）を受けている方は助成切替え申請となりますので、利用中の助成券を返還してください。
- ※ 当制度のみ現金振込の方式によるため、他の交通料金助成制度との間の切替えについては、年度途中にはできませんのでご注意ください。

【対象者表】

	障害の程度			申請に必要なもの									
福祉ハイヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢障害 1～3級 ・体幹障害 1～3級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち <ul style="list-style-type: none"> 上肢機能障害 1～3級 移動機能障害 1～3級 ・療育手帳 A判定 			身体障害者手帳又は療育手帳 医師の診断書又は地区民生委員の証明書									
	6か月以上寝たきりの状態にある65歳以上の方												
重度障害者タクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害 1、2級 ・上肢障害 1級 ・下肢障害 1, 2級 ・体幹障害 1～3級（3級は75歳以上の方のみ） ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち <ul style="list-style-type: none"> 上肢機能障害 1級 移動機能障害 1, 2級 ・腎臓機能障害 1級 ・療育手帳 A判定 			身体障害者手帳又は療育手帳 （注）社会福祉施設等（軽費老人ホーム、グループホームを除く）に入所している方は対象となりません。									
市内路線バス	介護人付乗車証	<table border="1"> <thead> <tr> <th>身体障害者</th> <th>知的障害者</th> <th>精神障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手帳 1, 2級 13歳未満の方で</td><td>知的指数（IQ）が 50以下</td><td></td></tr> <tr> <td>手帳 3級 下肢障害 4級</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	身体障害者	知的障害者	精神障害者	手帳 1, 2級 13歳未満の方で	知的指数（IQ）が 50以下		手帳 3級 下肢障害 4級				身体障害者手帳又は療育手帳・判定書等 （注）介護人付乗車証は、単独でも利用できますが、安全上できるかぎり付き添いの方と一緒にご利用ください。
身体障害者	知的障害者	精神障害者											
手帳 1, 2級 13歳未満の方で	知的指数（IQ）が 50以下												
手帳 3級 下肢障害 4級													
単独乗車証	<table border="1"> <thead> <tr> <th>13歳以上の方で</th> <th>福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方</th> <th>手帳の交付を受けており、福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手帳 3級 下肢障害 4級</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	13歳以上の方で	福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方	手帳の交付を受けており、福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方	手帳 3級 下肢障害 4級				身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ※ 知的障害者と精神障害者の場合、通所証明書				
13歳以上の方で	福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方	手帳の交付を受けており、福祉事業所等への通所に市内路線バスを利用している方											
手帳 3級 下肢障害 4級													
重度心身障害者通院交通費助成	次のすべての要件も満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象年度の8月1日現在における、重度心身障害者医療費助成制度の受給資格者であること。 ○ 育成医療・更生医療の受給者で、高額治療継続者（重度かつ継続）に該当し、レセプトを通じて同一医療機関に月10回以上の通院が確認できること。 ○ 障がいを理由として自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免が認められていること。 			<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・振込先預金通帳 ・印鑑（助成対象者） ・口座名義人の印鑑（口座名義が本人以外の場合） ・利用中の交通料金助成券（該当者のみ） <p>※ 申請期間は<u>3～5月末</u>です。</p>									

(注 1) 複数の助成制度に該当する場合でも、受給できるのはいずれかひとつの助成制度のみです。

(注 2) 重度心身障害者通院交通費助成制度に関わる助成制度の切替えは、年度当初に手続きしてください。福祉ハイヤー・重度障害者タクシー・市内路線バスの助成制度の中での助成切替えは年度途中でも可能ですが、利用中の助成券と交換になります。詳しくはご相談ください。

<公共交通機関運賃の割引>

(1) JR旅客運賃の割引

【問合せ先】 JR 旅客鉄道株式会社

- 身体障害者手帳と療育手帳には、それぞれ旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別が記載されています。この種別により、受けられる割引が異なります。
 - ・ 第1種：障がい者が、付き添いの方とJR線、連絡車線の鉄道自動車線、航路を乗車船する場合、距離に制限なく本人と付き添いの方の普通運賃、普通急行料金が半額になります。
 - ・ 第2種：乗車船距離が片道100kmを超える区間に限り、本人の普通運賃が半額になります。
- (注) 第1種の方が単独で利用する場合は、第2種と同様の扱いになります。

(2) 航空機運賃の割引

【問合せ先】 各航空会社支店、営業所又は指定代理店

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい者に対し、航空機運賃の割引があります。
 - ・ 適用範囲：満12歳以上の障がい者及び介護者1人に対し、それぞれ航空機運賃が割引されます。
※ 介護者とは航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、障がい者と同時に同一区間を旅行するものをいいます。
 - ※ 航空券を購入するときに身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の提示が必要です。運賃額は各航空運送事業者が設定するため、割引率も事業者によって異なります。

(3) バス運賃の割引

【問合せ先】 各バス会社

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者に対し、バス運賃の割引があります。この場合、身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要です。

(4) フェリー運賃の割引

【問合せ先】 各フェリー会社

- 身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の交付を受けている障がい者に対し、フェリー運賃の割引があります。この場合、身体障害者手帳、療育手帳又は精神保健福祉手帳の提示が必要です。

(5) タクシー運賃の割引

【問合せ先】 各タクシー会社

- 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている障がい者に対し、タクシーの乗車運賃が1割引きされます。この場合、身体障害者手帳又は療育手帳の提示が必要です。

<公共料金等の減免>

(1) 有料道路通行料金の割引

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 身体障害者手帳と療育手帳に記載されている旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の種別に応じて有料道路通行料金の割引を受けることができます。事前に市役所窓口にて申請が必要です。

○ 対象者の範囲

- ・ 身体障害者手帳 第1種の方：本人及び介護人が運転する場合
- ・ 身体障害者手帳 第2種の方：本人が運転する場合のみ
- ・ 療育手帳 第1種の方：本人及び介護人が運転する場合

○ 対象自動車の範囲

- ・ 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居親族の自家用車（対象自動車1台に限り手続きが可能です。）

※ 上記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護をしている方の自動車も対象になります。（日常的な介護状況を申告する必要があります。）

○ 割引内容

- ・ 半額

○ 申請に必要なもの

【第1種の方】

- ・ 身体障害者手帳又は療育手帳
- ・ 車検証の原本

【第2種の方】

- ・ 身体障害者手帳
- ・ 車検証の原本
- ・ 手帳所持者の運転免許証

※ ETCの割引登録をご希望される場合は上記に加えて、次のものが必要となります。

- ・ 手帳所持者名義のETCカード（手帳所持者が18歳未満の場合は保護者名義でも可）
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書（車載器管理番号の分かるもの）

(2) NHK放送受信料の免除

【問合せ先】 市障がい福祉課（1階・14番窓口） Tel : 0144 (32) 6356 Fax : 0144 (36) 3121

- 下表に記載される対象要件を満たす世帯はNHK放送受信料が全額免除又は半額免除となります。

○ 申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 障害者手帳
- ・ NHKお客様番号の分かるもの（領収書など）

【対象要件】

区分	全額免除（世帯員に障がい者がいる場合）	半額免除（世帯主が障がい者の場合）
身体障害者	・ 身体障害者手帳を有する障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が視覚障害者又は聴覚障害者 ・ 世帯主で受信契約者が1級又は2級の身体障害者
知的障害者	・ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障がい者と判定された方がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター又は精神保健指定医により重度の知的障がい者（A判定）と判定された方
精神障害者	・ 精神障害者保健福祉手帳を有する障がい者がいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税	・ 世帯主で受信契約者が精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者

(3) NTT無料番号案内

【問合せ先】 NTTふれあい案内

Tel : 0120 (10) 4174

※最寄のNTT支店／営業所へ直接連絡又は郵送でも申し込みできます。

- 視覚障害1～6級、上肢障害・体幹障害・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢機能障害・移動機能障害）1, 2級の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している方がNTTの番号案内を利用する場合に利用料の免除を受けることができます。
※ 希望する場合は、事前にNTTに届け出た上で番号案内を利用する際にオペレーターに申し出ることとなります。

(4) 郵便料金の免除

【問合せ先】 日本郵便(株)小牧郵便局（郵便部） Tel : 0570 (004) 186 Fax : 0144 (35) 0878

- 点字郵便物及び特定録音等郵便物に対し、郵便料金が無料扱いとなります。
(注) 点字郵便物は、点字のみを掲げたものを内容とするものです。特定録音物等郵便物は、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社が指定する施設から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるものに限ります。

(5) 携帯電話料金の割引

【問合せ先】 各携帯電話会社

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証の交付を受けている方を対象に割引サービスがあります。障がいの等級による制限はありません。

(6) 市のスポーツ施設利用料の免除

【問合せ先】 市スポーツ都市推進課 Tel : 0144 (34) 9601 Fax : 0144 (34) 7717

- 市の体育館やプール・スケートのスポーツ施設を障がい者が利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害児通所受給者証を提示することにより、利用料金が無料となります。

(7) 市の美術博物館観覧料の免除

【問合せ先】 苫小牧市美術博物館 Tel : 0144 (35) 2550 Fax : 0144 (34) 0408

- 苫小牧市美術博物館を利用する場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示することにより、障がい者本人及び介助者1名の観覧料（特別展を含む）が無料になります。

<各種選挙における郵便等投票>

【問合せ先】 苫小牧市選挙管理委員会 Tel : 0144 (32) 6764 Fax : 0144 (34) 7110

- 身体に重度の障がいがあり、投票所に行けない方は郵便等で投票ができます。
 - 郵便等による投票ができる方
 - ・ 身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳又は介護保険被保険者証をお持ちの方で下表に掲げる対象要件に該当する方

対象障がい等	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢障害		特別項症～第2項症	—
体幹障害	1、2級	—	—
移動機能障害		—	—
心臓機能障害			—
じん臓機能障害			—
呼吸器機能障害	1、3級	特別項症～第3項症	—
ぼうこう又は直腸機能障害		—	—
小腸機能障害		—	—
免疫機能障害	1～3級	—	—
肝臓機能障害		特別項症～第3項症	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

- 申請手続
 - ・ 投票するには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要がありますので、選挙管理委員会に申請してください。
- 代理記載制度が利用できる方
 - ・ 上記の郵便等投票をすることができますので、下表に掲げる障がいに該当する方

対象障がい	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
上肢障害		特別項症～第2項症
視覚障害	1級	